

## 第一百六十四回

## 参議院 土地交通委員会会議録 第十七号

平成十八年五月十六日(火曜日)  
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

委員

伊達 忠一君	羽田 雄一郎君
脇 雅史君	
大江 康弘君	
山下 八洲夫君	
西田 実仁君	
市川 一朗君	
太田 豊秋君	
末松 信介君	
田村 公平君	
中島 真人君	
松村 龍二君	
吉田 博美君	
加藤 敏幸君	
北澤 奥石君	
佐藤 雄平君	
田名部 匡省君	
前田 武志君	
山本 香苗君	
小林 美恵子君	
潤上 貞雄君	
吉田 博美君	
松村 龍二君	
江崎 鐵磨君	
北側 一雄君	
國務大臣	
副大臣	
國土交通大臣	
國土交通副大臣	
大臣政務官	
國土交通大臣政務官	

事務局側  
政府参考人  
常任委員会専門員  
伊原江太郎君

商務流通審議官迎陽一君、中小企業庁経営支援部長古賀茂明君、国土交通省国土計画局長小神正志君、国土交通省道路局長谷口博昭君及び国土交通省住宅局長山本繁太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聽取ることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○末松信介君 おはようございます。自民党的な末松信介でございます。一時間弱、質問をさせていただきたいたいと思います。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず、この中心市街地の魅力の創出についてということについて御質問を申し上げたいと思うんですけど、内閣府が平成十七年五月に行つた小売店舗等に関する世論調査では、新たな大型店の出店について規制が必要との回答が五〇・六%を占めています。しかし、日本経済新聞社が平成十八年に行つたアンケート調査では、大規模集客施設の郊外出店規制により市街地の活性化を目指す法改正に対しては、反対、どちらかといえば反対という答えが六五%に達しているわけあります。これはまあ消費者が郊外大型店と市街地活性化策を同列に論じるべきではないかといふ、そういうようにも思えるわけなんですか? たこのアンケートでは、商店街を利用していない

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

○政府参考人の出席要求に関する件  
○都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

○政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

○都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

理由として、車の不便であるとか、郊外店が便利であるとか、価格的に魅力がないとか、あるいは品ぞろえが充実していないという、こういった答えが上位を占めているわけなんです。

日本の流通行政というのは、大型店の出店の規制と緩和を繰り返し繰り返し行つてきました。今回も改正も、まあそれほど長いスパンじゃなくて、やっぱり郊外中心に少し考えていくと駄目だから、もう一度市街地へという形でまた元へ戻ってきたわけなんですね。今は商店街のこの小売店舗数の減少に歯止めがなかなか掛からない現実があります。で、消費者サイドからは、法による規制よりも個々の商店街や商店がその町の消費者ニーズにふさわしい経営をしていく自助努力が求められているということは、これは確かにとど思ふんですね。そういう努力が大変重要なことでございます。

そこで、一番根本的なことを実はお聞きをしたいわけなんですね。今まで中心市街地活性化法という法律があつたんで、国民の声は強いという前提に行政が必要であるという国民の声は本当に強いのかどうなのかということをお聞きをしたいわけなんですね。今まで中心市街地活性化法という法律も我々もそれを考えてきたわけなんですね。高齢者、商業者の方々の声は国民の総意であるというよう、国民の声と取り違えていいのかというこ

とをもう一度根底から僕はお聞きをしたいわけなんです。

私は、努力をする商業者の方々、こういった方々に対しても積極的にやつぱりこたえていかなければならぬと思うんですね。しかし、後継者を立てる考え方も全くないと、自分の時代だけあと何とかここで商店ができるべきなんですか? うなづけます。でも、そこへ、かつて商業集積活性化事

業であるとか、あるいはアーケードなんかで中小企業高度化資金を使って、いろんな補助金を使つて活性化を進めてきたわけなんですかけれども、果たして、これは展望がない限り、今はそれだけの歳出抑制のこの時代、私はやはり許されにくい時代に入つてきているというように思えるわけなんですね。

確かに、商店街というのは、その地域のお祭りあるいはイベントといったもののそういった中心になつてきましたし、ある面ではその歴史や伝統というものをその町で守ってきた中心的な役割を果たしているわけなんですかけれども、今は商店街が廃れたということをよく言います。商業者は嘆くんです。しかし、消費者はそれを懐かしむんですね。嘆くと懐かしむでは全然意味が違うと。懐かしんだ後、あの商店街の活気を取り戻さなければなりませんねということを言う消費者は割合少ないんですよね、我々。この点、一体どういう方向へこれから日本、持つていこうとしているのか、お聞きをしたいと思うんです。

やはり、この中心市街地を活性化していくことすれば、一つには、これは行政の努力が要ります。二つ目は、やはり商店主、商業者の努力が必要である。三つ目は、そこに住む人々、居住者がやっぱり応援してやるという気持ちが絶対必要です。そしてもう一つは、やっぱり地権者の方々のそういう協力がなければならないということ、まあ権利者全般にわたるわけなんですか。それとも最後には、一番大切な、その中心市街地を囲む、正にそういう区民や市民というレベルの方々が全部でやはり中心市街地をもう一度守り立てるじゃないかという気持ちになつてくれないとこれはうまくいかないわけでありますけれども、中心市街地の活性化がどうして必要であるか、やらなきやならないかということについて、根本的にちょっと当局の見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(北側一雄君) この世論調査というのは、質問の仕方とかによつて大分違つてくるんで

すけれども、内閣府の調査では、新たな大型店の出店の際、何らかの規制が必要かと、こういう問題に対しても六〇・四%の方が必要だと思うと、歲出抑制のこの時代、私はやはり許されにくい時代に入つてきているところでございます。

末松委員おっしゃつてあるように、どのような制度をつくるとも、おっしゃつてあるように、中心市街地をしっかりと活性化していくこと、そういう強い意欲を持って様々取組をしていただかなうとも私はそのとおりだと思います。

したがつて、今まで単に国や県、市が中心市街地活性化しようということで様々な支援制度をつくつたら、それでじや直ちに中心市街地が活性化するかとは思いません。やはりそこは、そこに住まいの方々、お仕事をされている方々、まさしくそういう方々が主体となつて様々取組をしていくべきである。

私は今、全国見ていましたら、そうした取組を、住民の方々や商店主の方々が一緒になつてやろうとしている取組が全国で出始めていると。そういうのを逆に行政がしっかりとサポートをしていくと、それは、知恵を出したり、場合によっては、やはり主体となるのは、そういう住民の方々であり商店主の方々であると私も思います。

それを前提にして申し上げるわけでございますが、では、なぜ今回のこういう制度改正が必要なんだと、いうことでござりますけれども、そこはやはり我が国社会が今正に大きな転換期にあると。それがもう何度も申し上げてきているところでございますが、やはり人口減少社会であり、そして本格的な高齢社会の到来であり、この人口減少社会や高齢社会はいつときの話ではなくて、これから相当長い期間我が国社会はずっと持続的に人口減少がなつていくと。また、高齢社会というの

も、これから相当長い期間この高齢社会という状

態が定着をしていくという、かつてなかつた、我が国社会にはかつてなかつた大きな社会の人口構造の変化があるわけですね。

そういう中にあつて、この人口減少社会や本格的な高齢社会にふさわしいまちづくりということを考えたときに、やはりできるだけ自分の居住している空間の中で必要な機能というのが備わってい、それは教育であつたり医療であつたり、また行政もそうかもしません、そうした様々な機能が備わっていると、そういうやっぱりまちづくりを志向していかないといけないんではないかと私は思うんですね。

それと、環境的な、環境面からの制約もあります。やはり人と環境に優しいまちづくり、人といふうのは特に高齢者の方々ですけれども、人と環境に優しいまちづくりということを考えたときに、やはりそういうコンパクトな都市機能が集積されたまちづくりを志向していくこと、これから非常に大切な私は方向性だと思います。

ただし、絶対駄目だと言つて立地がでけるよ、今回も。郊外に、いや、この地域において、やはり郊外にそういう集客施設があつた方がいいと。それは、知恵を出したり、場合によっては、地区計画を定めて立地ができるようになっているわけですが、まずは、やはり主体となるのは、そういう住民の方々であり商店主の方々であると私も思います。

○末松信介君 ありがとうございます。

さすがに大臣、今、中心市街地、商店だけを対象にという考え方方じや駄目というようにもお話し

いたいたいということをござります。

そこで、中心市街地を活性化する対策として、土地利用と交通の果たす役割というのは極めて大きいわけなんですかけれども、その土地利用のこと後で尋ねていくとして、交通体系のことでお伺いをしたいんですけども、元々、中心市街地と

いうのは日本の場合、歩道ということを前提に発展してきましたので、域内の道路というのは非常

が見ている資料では二・〇四倍に増えたと。しか

し、二・〇四倍の中でも、食料品との家用品と医療とか履物といったものがその率に上がつてないんですよ、そこまで行っていないと。

じや、何が上がつてきたかといつたら、今、北側大臣がおっしゃつたように教育施設、駅前留学のNOVA、まあNOVAの宣伝する気ないんですけれども、NOVAであるとか、あるいはフィットネスである、健康産業であるとか、あるいは娛樂であるとか、交通通信といつた、こういつたウエートが随分上がつてきておる。

だから、物売る商店が中心市街地の中の正に中心であるということで考えていつたら、中心市街地はさっぱりこれは活性化していかないという点でありますので、今大臣がおっしゃつたような意味でとらえていけば、少なくからず私は、これから十年、二十年単位を考えれば、大きな成果を上げられるんじゃないと思うんです。

いろんなその定義をされています。やっぱり商店街、中心市街地は地域の顔であるとか、地域のシンボルであるとか、あるいは歴史の証人であるとかいうことも言われます。せつかく積み上げてきたその社会資本を、この財政効率の上からもう一度活用しなきやならぬじゃないかということもありますし、本会議でも御答弁されましたように、車社会からの脱却という点で、歩行できるようなそういう中心市街地の中ということ、これがやっぱり一つの視点として大事じやないかといふことがあります。

そこでありますので、大臣の考え方を尊重申し上げて、支持をしていきたいと思うんですけども、やはり一つの視点として大事じやないかといふことをつけて、ただその原則と例外を今回制度として転換をさせていただいたということをござります。

そこで、中心市街地を活性化する対策として、土地利用と交通の果たす役割というのは極めて大きいわけなんですかけれども、その土地利用のこと後で尋ねていくとして、交通体系のことでお伺いをしたいんですけども、元々、中心市街地と

いうのは日本の場合、歩道ということを前提に発

展してきましたので、域内の道路というのは非常

に狭くて、駐車場の確保もなかなかできていない

ですね。

以前、市街地活性化調査会のときも、これは党の勉強会ですけれども発言したことあるんですけども、消費構造がやっぱり大きく変わつておると、ここ三十年、すごい変わつたわけなんですね。

一九七五年からの二十五年間、消費支出は、私

ということもありました。

十年前に、兵庫県でも、副知事が中心になつて駐車場確保対策本部というのをつくつて、空き地持つて地権者の方には駐車場をどんどん設置してほしいと、いろんな形での支援もしますという話があつたんです。今はちょっとその話も途絶えてはきたんですね。

高齢化社会を迎えて、お年寄りの方で免許をもう返す方も出てきておると。一方で、若い方々で免許を持たない方々がやっぱりそういう市街地へ来るようなそういう仕組みづくりをしていく上で、誘導していく上で、歩いて暮らせる市街化整備ということも大事なことだと思うんですけれども。

私がお尋ねしたいのは、中心市街地区域内と中心市街地へつなぐ交通体系について、これは地方自治体が中心になって施策を取つておられるんですけども、例えばヨーロッパでは、中心市街地へは、以前行つたことのあるオランダのアムステルダムでも、路面電車が走つて、もう一車線は車だけ、普通あればだけの人でしたら、もう渋滞渋滞が続くと思うんですけれども、うまくやはり組合せでできている。どこかでやはり車を郊外に出して、市内に入れないという状況が出てるわけなんですね。

そういう点で、いろんな面を考えていった場合、このまちづくり三法をどつしりとした法律にしていくためには、ある面で交通体系、そして公共交通ネットワークをどうしていくかということをきちっと理念を持つて述べていただきたいとも、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) まちづくり、歩いて暮らせるまちづくりの実現、そして、道筋に過度に依存した町から、それを脱却するようなまちづくりを進めていくということを実現しようとするば、ただいま委員御指摘のように、それでは公共交通ネットワークをどうしていくのか、あるいは駐車場等を整備して、自動車とそれから公共交通

通の連絡、あるいは歩いて行ける形をどうしているか、非常に重要な問題であろうかと思います。

歩いて暮らせるまちづくり、コンパクトなまちづくりと交通問題については、非常に切つても切れない関係にあるわけでございます。やはり中心市街地にいろんなものを集積、都市機能を集積しようとすれば、そこにアクセスする仕方として、自動車に過度に依存することなく、やはり公共交通機関の整備によりましてそこにアクセスしているけれども。

私がお尋ねしたいのは、中心市街地区域内と中心市街地へつなぐ交通体系について、これは地方の普及をやっぱり進めいく必要があると考えております。

こうした観点から、国土交通省といたしましても、都市モノレールや新型の路面電車でございますLRT、次世代型の路面電車と言つていますが、こういった都市内の公共交通機関を都市の装置といたしまして位置付け、これまでも様々な助成措置を講じ、支援を行つてきたところでござります。こうした支援を通じまして、例といたしましては、近年、沖縄でもう都市モノレール、平成十五年の八月開業してございまして、神戸市におきましても、委員御存じのとおり、ポートアライアンス線が、これが今年の二月に延伸しておるというからまた、我が国初のLRT路線であるう、それからまた、我が国初のLRT路線であるたしてございます。

この最初の富山のLRTにつきましては、先月、大臣が御視察いただいておりまして、私も随行させていただきましたが、大変すばらしいシステムでございまして、音も静かでスムーズに行くというようすばらしい路線でございまして、四月二十九日開業以降数週間たつてござりますけれども、かなり市民の皆様から愛されていまして、

相当の利用があるというようなことも聞いてございます。

こういうようなことでございまして、都市内公共交通機関の整備に向けまして、国土交通省、都・地域整備局はもちろんでございますが、鉄道局等もあるわけでございまして、一丸となつて積極的に取り組んでまいりたいという具合に考えております。

○末松信介君 ポートライナーとか富山のお話、あるいは沖縄のモノレールとか、いろいろとお話を聞きまして、新しい町には割と造つていいやすいですけど、かつて路面電車を結局なくしてしまつた、昭和四十年代に、そういうところにもう一度戻すということができそうな町つてあるんですかね。これ、個人的にちょっと、通告外ですけれども。

○政府参考人(柴田高博君) 今あるものをしてRTRに転換していくというのはかなりスマートでできるわけでございまして、昔あつたものを、なくなつてしまつた、もう東京都なんかそうですね一度戻すということができそうな町つてあるんですかね。これ、個人的にちょっと、通告外ですけれども。

しかししながら、二十一世紀、今後の少子高齢化社会に向けての都市内の公共交通機関の果たす役割というのは非常に大きなものがあるわけでございまして、都市・地域整備局でも全国各地の市町村に対し、公共交通機関の整備についてどういふ具合に考えていくか、総合的な交通ネットワークづくりをどうするかということを今調査をいろいろしていただいてございます。

また、社会資本整備審議会の中でも今回、都市交通の在り方にについて今後どうやっていけばいいかというようなことを審議会にも今諮問をいたしているところでございまして、いろんな調査等を行つました上で、できるだけ公共交通機関の整備が図られるように我々も公共団体を応援していきました。

○末松信介君 ありがとうございます。

公共交通ネットワークという話と交通体系の整備ということで、やはり域内の駐車場も確保していただきます。公共交通優先で、バス、タクシーなどもあつたわけでございまして、一丸となつて積極的に取り組んでまいりたいという視点もあります。

○末松信介君 ポートライナーとか富山のお話、なかなか自治体も、施設には気が利いていないんですね。例えば、駅がロータリーがあったら、もうこれは公共交通優先で、バス、タクシー以外は絶対入るなということをやるんですね。実際に、じゃ終バスがもう終わって、最終バスが終わつてしまつたら奥さんが御主人を迎えに行くその車を止めているスペースも造らないという、非常な気が利いていないんですよ。地方つていうやつは。もう割り切つたらそれで終わりなんですよ。これキス・アンド・ライドと言うらしいんですよ。これキス・アンド・ライドと言うらしいんですけど、そういうものがやっぱり配慮できるよういかということをうたつていて、それを地方の施策に変えていくつてもらうような、そういう指導を思ひます。

次は、この法律改正について一番実はやり玉に上がつたのがこの大規模集客施設、大規模小売店舗でございます。

先ほど申し上げたように、中心市街地からはもうこの大規模小売店舗を排除したと。で、郊外へ締め出したわけですね。そうすると、結局、今免許数も増えてきて、車の保有台数も、まあ田舎の方に行つたら農作業の車も要りますから一家で三台ぐらいというところが出てくるんですけれども、飛躍的に車の台数が増えたと。そうしたら、一週間に一回、土曜日か日曜日、車で出掛けてやっぱり買物をして、そうして帰つてくると。だから、当然中心市街地で、品ぞろえの問題もあります、価格の問題ありますけど、買わなくなつて

しまったという、そういう実態が出てきたわけでございます。それによって結局空き店舗ができる、で、空き店舗ができるということは当然にしかし人が集まりにくくなるから、いろんな商売なんかに駄目になってくるから空き室も出てきたということなわけなんです。土地が良いのに家賃が高いことに空いておるというところも出てきております。

そういうところに、じゃ何が出てきたかといいましたら、これは大型小売店舗が今度反撃に出るためにコンビニという手段で展開してきたと。よう考えてみたら、私の住んでる駅前なんかでも、そいつたところに入つてこれるところというのは、やっぱりミスター・ナツとかモスバーガーとかマクドナルドという大資本を背景にしたチェーン店が入ってきたと。ここはしっかりと生き残つていくということになつてしまつた。もうそれが正に日本の今の構図になつてゐるわけなんですね。

郊外の大型店も非常に逆に厳しくなつてきました。大型店の過剰時代が今もう到来してきたと、中心市街地だけでなく郊外も大変になつてきたと。数字を調べましたら、一九九〇年、全国にこの大型店というのは二千三百五十八店あります。それが、一九九六年六年内で三千店舗を超えたと、二〇〇一年には四千店舗を突破したと、現在は更に増えていると思うんです。で、郊外に大型スーパーが開発、出店され、地方百貨店が逆に衰退をし始めたということで、その大型店も一九九七年を境にマイナスに転じたと。大体平均、一九九七年、売上げが一店舗、大きな店ですけれども、七十三億あつたんではけれども、二〇〇三年では五十二億円になつてきておると、二八%マイナスに転じたということです。もちろん、さつき申し上げたように、消費構造消費支出の形が変わつたということも事実だと思うんです。二〇〇三年のこの大店立地法による新規による出店はそれでも七百八十一件に達しているということです

あります。

二〇〇〇年六月の大店立地法が施行されて以降、大型店の出店は原則自由となつたわけなんですが、七百八十二件の新規出店があります。しかも、二〇〇四年で売場面積一万平方メートル以上の大型店が対前年比で五〇%増加していと、超えていたということです。それも、巨大店舗を出しやすい郊外の農地とか幹線道路の工場跡地に増えたということで、互いに生き残りをかけた大型店の顧客争奪戦が展開されていると。大型店の場合は見てもやっぱり建物そのものが非常に安いですね、安普請していますよね、そんなに上等なものではないから。

こういった点を考えていくと、小売全体に占める大型店というのがもうシェアが四四%に達しているということは、もうこれは部長も大臣もよく御存じだと思います、局長も。

そこでお尋ねしたいのが、この大規模小売店舗など大規模集客施設が郊外に出店を阻止することが中心市街地の活性化を図る上で本当に正しいと、本当に役に立つということならば、この都市計画区域外もひつくるめに、区域外もひつくるめに、中心市街地にわたる総合的な土地利用計画を立てて効果的な規制というものを考えていくはどうかと。論の方あるいは学識者もおつしやつておられるが、今ですけれども、都市計画区域外法を作つた方がいいんじゃないかという、そういう皮肉つたお述べいただきたいと思います。

○政府参考人柴田高博君 現行の都市計画法によります大規模集客施設等の規制につきましては、都市計画区域全体が日本の国土面積の約四分の一あるわけでございますが、その都市計画区域の中のかなりの地域で、部分で、まあ割程度の指定しない限り大規模集客施設の立地を制限するということもできなかつたわけでございますが、今回改訂では、これらの反省点に基づきまして、まずこの都市計画区域の外の準都市計画区域につきまして、農地を含めまして幅広く必要な区域を指定できるように指定要件を見直すとともに、それから特定用途制限地の張らなくても用途地域の指定のないところについては自動的に大規模集客施設の立地が制限されるという具合にいたしております。

また、指定権者も、市町村という単位ではなくて、広域的な観点からやはり都計画を見ていくこと、そういうことで、都道府県に改めるという具合にいたしてございまして、都市計画区域の外の規制改正では、それは基本的に、原則的には都市計画区域の中では、一部商業地域とか近商店域、準工業地域を除きまして立地を抑制していくこととするものでございます。

また一方、今御指摘のように、それでは都市計画区域の外はどうかということでございますが、これも原則は、都市計画区域の外でございますが、これまでではというか、掛かつてこなかつたわけでございますが、これも原則は、平成十二年に準都市計画区域といふもので法律改訂もつづけていただきまして、市町村がそこを準都市計画区域に指定した場合にはそこでもつて大規模集客施設等の立地の抑制ができるというような制度があることはございません。

しかしながら、現行のこの準都市計画区域といふのは、今言いましたように、市町村が相当数の建築物の建築等を行う蓋然性の高い地域をスポーツ的に指定する制度でございます。それから、もう一つ、これ運用の問題でございますが、農振法の農用地区域や優良農地等につきましては、準都市計画区域を指定しない運用というものがなされておりまして、現実的にはこれが余り活用されていなかつたという状況がござります。

また、準都市計画区域を指定しても、その上に更に特定用途制限地といふものを都市計画で指定しない限り大規模集客施設の立地を制限するということもできなかつたわけでございますが、今はこの改訂では、これらの反省点に基づきまして、まずこの都市計画区域の外の準都市計画区域につきまして、農地を含めまして幅広く必要な区域を指定できるように指定要件を見直すとともに、それから特定用途制限地を張らなくても用途地域の指定のないところについては自動的に大規模集客施設の立地が制限されるという具合にいたしてございます。

また、指定権者も、市町村という単位ではなくて、広域的な観点からやはり都計画を見ていくこと、そういうことで、都道府県に改めるという具合にいたしてございまして、都市計画区域の外の規制改訂では、それは基本的に、原則的には都市計画区域の外はどこまでかといふことでございません。

というものが今大幅に拡充していくことにいたしてござります。これらによりまして、都市計画区域におきます大規模集客施設の立地も効果的に規制ができるんではないかという具合に規制しております。

○末松信介君 今局長から、都市計画法は国土のすべてを対象にしているわけじゃないと。実際、都市計画区域といふのは全國二六%で、ほかは計画区域外であるということになつてくるわけ

なんですかね。しかし、そんに七四%、

甘い許可を出したりとか自由に使わせるわけじゃないと。やっぱりゾーンを設けて、いろんな考え方も含めていくと、農地というこの在り方。

やはり私が言いたいのは、結局、間接的にはやっぱり誘導ですよね、直接誘導じゃないと。

やっぱりまずは県なりその地元の市町の意見を反映させながらどうしていくかということで、これはかゆいところを服の上からかいているという

よなことできちつと対応できるかどうかというの

は、これは局長も占い師じゃないんで、十年後は

どうなつていつたかというのはまた分からないと

思うんですね。

だからこそ、法律を出したり引いたり、出したり引いたりしてきておるという実態がありますので、その点、大型店については閉めたらしまいやという考え方があるわけですよ、安いですからね、あそこは。それによって結局郊外地も荒廃しきっているし、中心市街地にも大きな打撃を与えているということもありますので、今の運用のやり方というのをよく国土交通省の方でこれからも注視していただきたいということ、そのように思います。それと、県市町村にもしっかりと指導をお願い申し上げたいと思います。

次に、その中心市街地の問題で一般論としてよく指摘されているのは、新聞であるとかあるいはいろんな経済雑誌にも出ているんですけども、公共施設が郊外へ出ていつてしまつたということをよく言わるんですね、代表的な例として言われ

るわけなんですね。病院なども建て替える際に、結局、郊外へ出でていったら土地も安いですから、その差額でもって、それを売ったお金で、その差額で安い土地を買って、そして上物を建てるということになつてくるんです。

局長もよく御存じの神戸市中央区の済生会病院とか掖済会病院、これは二つとも出ていったんだですよ、北区と神戸の垂水区とというところに出てしまつたということなんですね。私も、もっと残念なのは、十数年前に私の住んでいたところが神戸市垂水区に県立神戸商科大学というところがあつたんですよ。同じ時期に神戸市が学園都市とすることでもう物すごい山を切り崩して土地を造成したと。その土でもってボーライの二期を埋め立てたわけなんですよ。それによつて地震が起きたんじゃないかといふことが言われたわけなんですよ。開発行政というのはやっぱり非常に一つ間違つたら大変な批判を受けるわけなんですねけれども。

その神戸商大に神戸市から連絡があつて依頼があつたのは、学園都市の土地が恐らく余つてしまつたんで買つてくれないか、移つてくれないかということなんですよ。多分百億強で神戸市に売つてしまつたわけなんですよ。四十数億で学園都市の商大用地を買つたと。残りのお金でもつて建設費に充てていつたということなんですね。

私は、そういうことで、実に神戸市の垂水区内にあつた市立神戸高専とか神戸高等技術専門学校も、三つも出でていつてしまつたわけなんですよ、神戸商大出でていつてしまつたと。おかげで垂水駅では居酒屋に入つたつて全然もう若い人おらへんと。デートでいつも駅前に立つていた学生がいないうといふ。おじいちゃん、おばあちゃんとかがゲートボールのクラブを持つてずっとそこで待ち合わせするというような、そういうような現象が一年ぐらい目立つようになつてしまつたんです。

一番大きな問題は、神戸商大の買った神戸市がその土地を実際に十五年空き地にしていましたとい

うことなんですよ。公団に一部売却はしたんですけどね。一つだけ良かつたことは、その間に阪神・淡路大震災があつたので仮設住宅を建てることが出来たということだけなんですよ。しかし、十五年間は空き地であつたと。これじゃ、やっぱり全然、それは中心市街地の人口といふのは全然増やすことにはできませんですよ。なぜああいうことになつたんだろうと。バブルがあるから、簡単に住宅売つたら、かえつて地価の高騰、住宅の値段を上げてしまうからとか、いろんな理由を言われました。周辺住民の方は空き地があつたら公園にせいという要望を出してくるという。

ですから、私はやっぱり公共の施設というのは、出ていった後の跡地ということについては、これは非常に重要な役割を果たしているということを思うわけなんですけれども、こういつた批判

に対するどういうように考えておられるか、お考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人柴田高博君 今学校の問題、例に引かれましてお話をざいましたけれども、やはり町中で若者がいなくなつてくる、学生さんがいなくなつてくると非常に町中が寂れてしまいます。また、若者がいるだけで活気が付くわけでございまして、特に大学等はそれ以外のところの親御さんたちからの仕送りが来ておりまして、そのお金でそこにいろんな消費活動等ができるということ

で、大麥学校等が中心市街地あるいは町の中にあるというのは町の活気、活性化には非常に大きな役割を果たすものという具合に考えております。それが出ていてしまつたわけなんですよ、それが中で若者がいなくなつてくる、学生さんがいなくなつてくると非常に町中が寂れてしまいます。また、若者がいるだけで活気が付くわけでございまして、特に大学等はそれ以外のところの親御さんたちからの仕送りが来ておりまして、そのお金でそこにいろんな消費活動等ができるということ

で、大麥学校等が中心市街地あるいは町の中にあるわけでございますんで、この跡地利用を始めた中心市街地の活性化、これについては公共団体の取組、その住民の皆さんとの取組等、非常に大きなものがあるわけでございます。中心市街地活性化法との関係もあるわけでございますが、積極的に取り組んでいきたいという具合に考えてございます。

○末松信介君 是非そういうことを考えていましたけれども、これが中で若者がいなくなつてくる場合がよく地方都市では特に見られ、それが中

心市街地の活性化の大きな悪影響を与えていたことがあります。その中心市街地の再生のためにはそういう跡地をやはり有效地に活用しまして新たな別の都市機能を立地させる、広場や駐車場等を整備していくこともそうかもしだす

ませんが、町中居住の推進のために住宅というものをそこにつけていたよな方策等も考え

ていく必要があるのではないかと考えてございま

す。

予算上の話になりますが、今年度、国土交通省としましては、暮らし・にぎわい再生事業というのを創設しまして、これは基本計画、中心市街地

活性化法、今経産委員会の方でお願いしてございましてこの公共公益施設を含む建物の建て替えあるいは新規の立地あるいは空きビルの改修、こ

ういうものをされることによりまして都市機能が

町中に入つてくると、支援といった場合に、そ

いつた立地、改修の支援を予算で行うことについた

していられるわけでござります。

また、現在でも各公共団体で幅広く御活用いた

だいてございますまちづくり交付金を二千六百三十億円ということで大幅に増額するとともに、そ

のまちづくり交付金のうちの市町村の提案に基づく事業に対する支援、これを現行一割の頭打ちございますが、そこを二割まで拡充するというよう

なことによりまして、地域の創意工夫を生かした

多様な都市機能の集積の促進を図るということも

可能になるようにしてござります。

いろんな支援制度は国としましても用意いたし

てあるわけでございますんで、この跡地利用を含めた中心市街地の活性化、これについては公共団

体の取組、その住民の皆さんとの取組等、非常に

大きなものがあるわけでござります。中心市街地活性化法との関係もあるわけでございますが、積

極的に取り組んでいきたいという具合に考えてござります。

○末松信介君 同じ森派でございましたんで遠慮なくちょっと質問をさせていただきまして、突然どうも、通告外で申し訳ありませんでした。どう

もありがとうございます。

次は準工業地域の規制についてちょっとお伺い

したいだけなんですか? 今回この法案では、

時間が大分つきましたんで、今回の法案で

は、準工業地域での大規模集客施設の立地につい

て、地方都市では特別用途地区による立地制限が

しております。法律上は、三大都市圏と政令指定都

市はこれは作ることができますということなんです

けれども。

それで、これは北海道のことと、新聞にも出ておりましたんすけれども、北海道では過去五年間に出店した大規模集客施設のうち面積ベースで四割が準工業地域に集中しているという状況を受けまして、独自に大型集客施設の郊外出店を規制するための立地ガイドラインの導入を検討していると報じられています。その内容は、市町村にて対して準工業地域を都市計画法に基づく特別用途地区などに指定するよう、これ促すと、店舗面積とか高さというものをこれは規制しようとするもので、正に今回改正に伴つて政府がその効果を期待する特別用途地区による抑制策と同じものでございます。

なぜ、このような都道府県独自での規制が必要になるのか。果たして準工業地域において特別用途地区による立地制限を中心市街地活性化法の基本計画の認定要件としてその抑制に実効が上がるのかどうかということなんですねけれども、今回は見送られたということになります。

政令指定都市などの大都市圏の準工業地域では企業リストラによって生じた工場跡地とか遊休地にショッピングセンターなどの大型施設が立地するケースが特に目立つてきておりますけれども、中心市街地の活性化に大きく影響しているということです、今後、要するに準工業地域について継続して法的な規制を図つていく必要があるのかどうかということですね。今回は見送つたけれども、効果なかつたらまた次やるのかどうかということです。いろんな議論があつたと思うんですよ。

○政府参考人(柴田高博君) 準工業地域でございますが、今回、大規模集客施設を立地できますのは商業地域と近隣商業地域、準工業地域の三つに限つたわけでございますが、準工業地域についてどうするかという議論があつたことは事実でござります。ただ、準工業地域は、多様な用途の混在が許容されている地域でございまして、市街地の中心部の近くで指定されている例も多いといった

ことから、今回の都市計画法等の改正においては御指摘のとおり立地規制をしないことにいたして四割が準工業地域に集中しているという観点でございます。

しかしながら、中心市街地の活性化という観点

からいえば、特に地方都市におきましては準工業地域に大規模集客施設が立地した場合の中心市街地の影響が大きいという具合に考えられておりま

すんで、都市計画法では規制はしませんけれども、中心市街地活性化法の改正によりまして中心市街地の支援策を強化することにいたしてございまが、ここでは、今御指摘のように、この支援策を実効あるものとするために、同法に基づく基

本計画の大臣認定に当たりまして、準工業地域における立地規制を行うということを要件といたしてござります。この措置によりまして、中心市街地の活性化が効果的に図られるものではないかと考えてございます。

しかしながら、だからといって大規模集客施設

の必要性が全くないということはないわけでございまして、大規模集客施設が必要かどうかといった場合には、これまで何の住民の意見だとか公共団体の意向にも関係なく建つていたものを、都市計画という手続の場で審査をし、そこで地域の住民の意向、地域の判断に基づいて決定しようと

して、将来的に実行され、中心市街地の活性が図られるように我々としては支援をしていきたいという考え方であります。

○末松信介君 時間が大分たつてきましたん

で、もう前文なしでちょっと御質問を次申し上げますけれども、規制の対象となつてているこの市街化調整区域でも白地地域でも、市町村が作成する緩和型のこの地区計画が都市計画決定されれば大規模集客施設の立地が可能となつております。

つまり、地区計画の提案制度が活用されれば、大規模集客施設の立地が可能となる抜け道とも実は言えます。ただ、准工業地域は、多様な用途の混在が許容されている地域でございまして、市街地の中心部の近くで指定されている例も多いといった

ことで、一応歯止めは掛かっているということに

なっていますけれども、これも現実、この法が適用されていった場合、抜け道として悪用されることがないのかどうか、そういう穴は空けておく必要があると、されるんじゃないかということを危惧するわけなんですけれども、当局の見解を伺いたいと思いま

す。

○政府参考人(柴田高博君) 大規模集客施設につきましては、原則を完全に転換しまして、これまで、平たい言葉で言いますと、原則立地が広い範囲、地域で可能であつたものを、今後は原則禁止ということで、非常に厳しい措置をとるわけでございます。

このままづくり三法の改正案、実際この二つの法律が中心に改正されるんですけれども、これに先立つていろいろな動きが出てきています。もう社説見たら、この中心市街地の関連三法の前にもいろんな動きが出てきておると。

合併前のある町としては、雇用創出効果として二千人が見込めるのではないかと想えて、法改正がなされると市街地調整区域は原則出店禁止になつてくるということで、県に市街化区域に編入を求めていたということがありましたが。しかし、商店街の方々は、中心市街地の方々は自分たちに影響があるから駄目だということです、大型店は大型店で、出店する側としては、これは県境の方におられますから、ほつとつたら他県の方にこれお客様が流れていきますよということでも、県の方にはこれは市街化区域に編入しないことも一つの手でございますが、それに併せまして、用途地域の指定あるいは変更するといふことも一つの手でございますが、それに併せまして、今回の改正によりまして、今おっしゃいました大規模集客施設の立地を認める新たな地区計画制度として、開発整備促進区を定める地区計画制度として、開発整備促進区を定める地区計画を創設したと、厳しく抑制する代わりに、その立地については立地の判断ができるような手段を用意したということです。

○末松信介君 この地区計画を定める都市計画決定する場合に

は、住民参加による公正、透明な手続である都市計画手続を経て決定するものでございまして、御指摘のように、その際には広域的な調整の観点から都道府県知事の協議、同意を要するものでございまして、決して規制の抜け道となるということはないと思います。それが必要であればやっぱり立地という結論になるでしょうし、そういうものは必要ないということであればそこには立地させないということになるんではないかという具合

たそういう出店が増えるんじゃないかということが危惧されるわけです。それがかえって乱開発につながるんじゃないかというように車でそこを通る方は思われるかもしれないということでありまして、もう要するに、巨大戦艦では駄目だから今度は駆逐艦とか巡洋艦で攻めようというよくな、そういう商売人の方々が増えてくるんじゃないかな、いかと思うんですけれども、これについて、局長、どう予測をされて、もし心配の向きがあるたら、こういう対応策を用意していますということがあつたらちょっと説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 今回の大規模集客施設の立地の抑制、規制の対象となりますのは、床面積一万平方メートルを超える店舗等の大規模集客施設になるわけでございまして、それはまた広域からお客様を集めまして都市構造やインフラに非常に大きな影響を及ぼすということで規制することといたしているわけでございますが、一万平方メートル以下の大規模集客施設については、地域住民の日常生活に必要な中小規模の店舗が含まれているというようなこと、それほど大きな、都市構造に大きな影響を与えることもないというようなことで今回の規制の対象としてはおりませんが、特別用途地区制度や特定用途制限地域の制度といふのは今回の法律改正によってなくなつたわけではございませんし、一万平方メートルを超えたものについては適正な規制をされたけれども、もし小さなものが、一万平方メートル以下のものがたくさん出てくるというような事態がそれほど乱立して起きるとも想定しにくいんですけれども、起きた場合には、それは適切に地方公共団体において、これらの特別用途地区や特定用途制限地域の指定というよくなことによつて適切な対応ができるんではないかと考えておりますし、是非そのようにやるべきではないかという具合に考えております。

○末松信介君 この法律、読めば読むほど、分かりやすいくらいですけれども、どうなるんだろかと

いう酌み取りにくい法律にしてね。頭がこんがらがつてしまふんですよね、正直申しますと。私もでも、これはできないのかと思つたらばつとできましたといふようなこともありますて、どういう運用をしているのかなどということを聞いていたといふことがあります。車の運転免許を返上したお年寄りが便利に暮らせるまでも、それで、今回の法律案は、市街地に住むお年齢者の視点が欠かせないわけでございます。車の運転免許を返上したお年寄りが便利に暮らせるまでも、それで、今回の法律案は、市街地に住むお年寄りの方々に便利になる代わりに郊外に住むお年寄りの方々が不便になるという、そういう指摘もあるわけでござります、これがそうなんですかれども。

○政府参考人(山本繁太郎君) 高度経済成長期に大変な勢いで人口が都市に集まつてきて、これを受け止めるために住宅の供給が必要になつたわけですから、多くのところで道路とか下水道といった基盤を整備することなく住宅が立ち上がりたと。これが密集市街地という二十世紀の負の遺産と。何とかして解消しなきやいかぬ課題の一つですけれども、これに対しまして、いわゆる住宅団地はきちんと計画的にインフラを整備した上で住宅を造つておりますので、全体として、将来にわたつてきちんと使っていかなきやいかぬ大事な資産だというふうに認識しております。

したがいまして、ちゃんと使えるものは手を入れても将来にわたつてきちんと使っていくと。

しかし、古いやつは、どうしても駄目なやつは建て替えると。そういう政策をミックスで将来にわたります。

たつてその大事な資産を使うということになるとしまつておるという実態があるんですね。

ですから、こういった中心市街地にある面で当然たるこういったこの明舞団地といったような大規模団地、どういうよにして再生していくのか。

新住法の制約の中ではお寺とか神社というのは当然できませんから、自然に鬼ごっこをしたりとか

あるいは隠れんぼうをするようなそういうスタイルは余り与えられないなかたということをベースは余り与えられないなかたということをで、若干問題があつたんじゃないかということを思つていてるわけなんですね。そこで、いずれにしても、大規模な住宅、建て替え以外に何か再生していくという方法、いうのはないのかどうかということ。ただし、中心市街地の定義というもの少しお私、郊外の一つのブロックとして位置付けて今考えていますので、この点について、明舞団地をよく知つてある元兵庫県都市住宅部長の柴田局長から御答弁をお願いします。——それじゃ。

○末松信介君 ありがとうございます。

時間が迫つてます。次に、そのお年寄りの方々が、じや団地から出て、やっぱり買物もしやすい、駅に近いところとなつてきて移り住みたいという方が大分増えてきたわけなんですね。

結局中心市街地の中でも住宅戸数が少ないと。住みたくても少ないわけなんですよ。どういうようにしてこれを確保していくかという問題があると。

今回いろんな計画を組んできてくれれば、税制上の優遇やいろんな施策を組んでいるわけなんですが、それでも私はやっぱり低未利用地をどう活用していくかということをきちっと求めなきやならないと。やっぱり土地政策そのものが、これは所持権と利用権ということが常に議論をされてきたと、土地については、公共福祉に優先されるべきであるという、本来、日本のこの財産、日本国財産に帰属するべきものであるというそういう観点に立つてくれるという話があつたわけなんですね。

一九四一年の借地借家という法律、一部改正されたんですね。これは当時は出征兵士の御家族の方々が割と借家、借地におられたということがあつたということでありますけれども、それから

この九一年、九九年に定期借地権とか定期借家法ということが制定されて、一遍貸したらもう返つてこないという考え方方に立たないでほしいと、土地は利用するものでありますからという政策を打つてきたわけなんですね。

私は、市街地の中で遊んでおる遊休地とか低未

利用地の土地を活用して住宅戸数をどう増やすかという、活性化しなくて活力が減退している理由には、その地域内の人口が減少しているということが大きな問題でありますので、住宅戸数をいかに増やしていくか、地主に対してどういうような協力を求めていくかということを、この点はつきりとちょっとお答えいただきたいと思うんですね。割合皆さん持っている方は強みもあってじつとされていますよ。ちょっとお答え願います。

○政府参考人(柴田高博君) 中心市街地が衰退する原因の一つといたしまして、冒頭の方から委員あるいは大臣の方からもいろいろお話をございましたけれども、そこに住んでおられます住民の皆様、なげんずく地権者の皆様等の協力が非常に重要ななるということはそのとおりだと思いま

シャッターを下ろしたままだれにもほかの人に貸さないと。人に貸すと後でいろんなトラブルがあるというようなことがあるというようなことで、そのままにされているというケースがよく見受けられてございまして、それが批判の対象になつていることも事実でございます。

これらにつきましては、中心市街地活性化の方で、中心市街地活性化の協議会といふものがつくられまして、その中で住民の皆さんも入つていていたい、この中心市街地、自分自らの、自分らの町をどういう具合に活性化していこうかということに真剣に取り組んでいたただくという制度も法律でもつて制定することにいたしておるわけでございます。

今おつしやいましたように、やはり一番の大きな問題の一つが、人がいなくなつてしまつたと、そこに住む人がいなくなつてしまつたということは非常に大きな、中心市街地にとって悪影響を与えていた大きな問題でございまして、今御指摘の定期借地あるいは定期借家制度というようなものの導入というのも一つの大きな解決策の手段にならぬのではないかと考えてございます。中心市街地におきます定期借地だと定期借家の活用のデー

タというのは収集しておませんけれども、公營に増やしていくか、地主に対してどういうような

協力を求めていくかということを、この点はつき

りとちょっとお答えいただきたいと思うんですね。割合皆さん持っている方は強みもあってじつとされていますよ。ちょっとお答え願います。

○政府参考人(柴田高博君) 中心市街地が衰退す

る原因の一つといたしまして、冒頭の方から委員

あるいは大臣の方からもいろいろお話をござい

ましたけれども、そこに住んでおられます住民の

皆様、なげんずく地権者の皆様等の協力が非常に

重要ななるということはそのとおりだと思いま

す。

今回の法改正では、先ほど言つた活性協議会に加えまして、まちづくりを行うNPOなどの非営利法人も市町村が指定する中心市街地推進機構の

対象とし、信用力のある第三者がこの遊休地を広

場、駐車場として有効利用する制度というものを

創設することにいたしておるわけでござります。

また、遊休地を種地といたしましていろんな施

策、暮らし・にぎわい再生事業などか中心市街地

の共同住宅供給事業あるいはまちづくり交付金、

いろんな支援策も用意いたしておるわけでござります。

これらを併せまして中心市街地の再生を積極的に進

めていきたいという具合に考えております。

○末松信介君 最後の質問です……(発言する者あり)

それじゃ、都市計画審議会のことについてお聞

きをしようと思つております。

○末松信介君 最後の質問です……(発言する者あり)

重いたしまして、この辺で質問を終えさせていた

だきます。

○奥石東君 民主党の奥石ですが、与えられた時間の中で質問をさせていただきたいと思います。

未松委員の議論の中でも、私が印象に残った言葉は、このまちづくり三法に対する国民の声は、本当にどこにあるのかと、こういう冒頭質問が

ありました。商店主からは嘆きの声が、そしてもう一つ、市民は六〇年代の町にぎわいを取り戻したい、そういう懐かしむ声が交差をしている、

これが非常に大きいと私は思つております。やはり

街地の衰退傾向というの、その傾向というのは

しまつた、こういうにぎわいを失つてしまつたこ

と、まさにこのまちづくり三法も出てきました

から市街地活性化法、このまちづくり三法も出て

きましたけれども、こういうふうに思つています

が、特に地方都市の市街地がこのよう衰退して

しまつた、こういうにぎわいを失つてしまつたこ

と、まさにこのまちづくり三法も出てきました

から市街地活性化法、このま

さらに申し上げますと、こういうまちづくりといふのは、今車社会でございますので、一つの地域で、一つの市で様々なまちづくりをしていくこと、ということで先進的な、また積極的な取組がなされたとしても、隣の市で全く違う方向でまちづくりが進んでしまいますと、なかなか本来意図したこと、が前に進まないということがよくあるわけでございます。

そういう点で、やはりまちづくりについては、正立地を図っていくという措置が必要なわけでございまして、そうした点でも不十分なところがあるというふうに認識をしていくところでござります。

そういう反省点に立ちまして、今回の法改正では中心市街地の振興のための支援策の充実や都市機能の適正な実施のための都市計画制度の充実を図ることとさせていただいているところでございます。

○奥石東君 大臣、今商業の振興策というのに

ちょっと比重を掛け過ぎた、傾斜をし過ぎたと。そのため、中心部の生活空間というところでどういうふうな住まい方をするかという視点が欠けているんではないかという御答弁をいただきました。そしてまた、なおこの中心市街地の空洞化と言われる現象は、それは車社会という大きな流れが大きく影響しているということは理解できるわけであります。

さらに、先ほどから議論があつたように、病院や大学まで、公共施設まで郊外へと出ていってしまったという問題もあるでしょうし、それから市街地が高度経済成長期はどんどん拡大をあつたかと思うけれども、今回のまちづくり三法を見直す、この間八年ぐらい経過をしているわけですから、平成十年から。この間の総括

今までその計画はどのような変遷をたどつてきているのか、お尋ねをしたいというふうに思いました。

も、既に総務省は行政評価として余り効果が上

がつていないと、平成十年に作った法案について

はという、こういう答えを出していくわけですか。

れども、その辺の認識はいかがですか。

○政府参考人(柴田高博君) 今大臣の方からも答弁いたしましたが、平成十年のまちづくり三法の改正に基づきまして中心市街地の活性化等に取り組んできただけでございますが、結果的にはそれがうまく機能しておらなかつたということは事実でございます。

また、この評価につきましては、総務省の方からも中心市街地の活性化策についていろんな面で取組が不備であると。例えば基本計画等作つてあるけれども、それが非常に具体性があるのかどうかとか、あるいはいつ、その計画期間がどうなつてあるのかとかいうことはほつきりしないという

ようなこと等々指摘をされております。

これらの指摘につきまして、政府といたしましては正しい御指摘であるという具合に考えており

ます。彼らの反省も踏まえ、そしてまた各種学識経験者の御意見等も踏まえまして今回の法律改

正というものの結び付けてきたわけでございま

す。

○奥石東君 まちづくりというものや都市の在り

方を考える前提として、私は都市政策を考える前

提に国土政策というものとリンクした考え方でな

いとうまくいかないんじゃないのかと。

先ほども議論の中で、国土交通省の守備範囲

は、この都市計画の及ぶ範囲は四分の一、全国土

の二五%という言い方もされているわけですか

から、こういうこの政策、そして最近はもう言わ

れるよう人に人口が増えない、減少していくとい

う状況ですから、自然と人間の共生というような

理念も入るという言い方をされているわけですか。

○政府参考人(小神正志君) ただいま委員も御指

摘いただきまして、国土計画に関する環境

が大きく変わってきたということがあるかと思いま

す。

○政府参考人(小神正志君) ただいま委員も御指

摘いただきまして、新しく国土形成計画

法ということに改めていただきまして、これ

までの高度経済成長あるいは右肩上がりのいろい

ろな構造、こういったものが大きく変わってきた

というものがその背景にあつたというふうに認識

しております。

したがいまして、国土計画と都市計画との関連

でござりますけれども、国土計画は都市計画その

他いろいろな計画の基本でございますので、この

国土計画を前提にいろいろな土地利用計画あるい

は都市計画があると考えております。新しい国土

計画を今策定中でございますけれども、新しいこ

の計画の理念に従つて、いろいろな都市計画も含

めて、行政計画が調和されたものとして策定され

るというような形で、五次にわたつて全総計画が策定されてまいりました。

○奥石東君 今お答えをいただいて、一九六二年、昭和三十七年に策定をされました。当時、我が国の経済が高度成長経済への移行期に当たつて、国民所得倍増計画を受けて策定されたものと認識しております。この計画は、全国各地に工業団地を造成するなどいたしまして工業の地方分散を図る、いわゆる拠点開発構想を推進することによりまして地域間の均衡ある発展を目指したものでございます。

昭和四十四年に二つの目的新全総が策定されました。これ、新幹線あるいは高速道路といった高速交通ネットワークの整備など大規模プロジェクト構想を推進することによりまして、国土利用の偏在の是正あるいは過密過疎の解消、地域格差の解消と、こういったものをを目指したものでございまます。それらの反省も踏まえ、そしてまた各種学識経験者の御意見等も踏まえまして今回の法律改正というものの結び付けてきたわけでございます。

昭和六十二年に策定されました四全総でございまますけれども、東京一極集中がなかなか意図した

ように是正されないということを受けまして、多極分散型国土ということを提倡したものでございまます。

現在の全総計画は、平成十年に策定されました。

た。当時、この全総計画につきまして、開発とい

う考え方をこのまま維持していいのかどうかとい

う御議論があつたようでございまして、名前の上

からは二十一世紀の国土のグランドデザインとい

う名前にいたしております。ここでは、従来の経

過と違いまして、投資規模を示すことがなく、内

容としては、地域の選択と責任の下で、多様な主

体の参加と相互の連携によってそれぞれの地域が

るべきものと考えております。

○奥石東君 先ほどの答弁と今の答弁を合わせると、今この全総計画、三次までは時代の流れに合って成功したと、四次以降、時代の流れにそぐわなくなってきたというようなニュアンスで答弁をされたと私は理解しました。

今、最後に、これからは新たな国土形成計画に基づいてやつていくという、そういうお話をすから、今度のやっぱりこの国土地政策とか都市計画は、五十年先、百年先を見通した計画というものが頭に描かれていなければ成功しないだろうと、こう思いますが、その点も含めて、新たな国土計画というのはどのような内容になつていてのか、お知らせいただきたいと思います。

○政府参考人(小神正志君) その前に、先ほどの御質問に対しまして若干補足させていただきたいと思いますけれども、これまでの全総計画につきまして、時代の背景がいろいろ異なりまして、今委員も御指摘ありましたように、高度成長期までにつきましては非常に、政策についても、工業団地を造る、あるいは新幹線を造る、高速公路を造る、非常に分かりやすいメニューが用意できたと思います。その後の、特に最近の、現在の計画の場合ですが、投資規模も示すことがありませんし、そういう意味でなかなか評価という面では、時代の背景についての認識は私どもとしても持つてたと理解しておりますけれども、その結果としてなかなか、バブルの崩壊ですか長い間の経済の低迷といったものがあつて、それも評価に結び付いているのかなというふうには考えております。

それから、今策定作業を進めております新しい計画でございますけれども、委員も御指摘いたしましたように、やはり長期を見据えた計画である必要があるかと思つております。ただ、社会経済の動向が非常に変化が激しくございますので、すべての事柄につきまして五十年、百年先を見通すことはなかなか難しうございますけれども、例えば人口の構造ですか、あるいは環境問

題、あるいは森林、我が国非常に森林面積が広うござりますけれども、そういった分野につきましてはやはり三十年、五十年、百年といったことも合つて成功したと、四次以降、時代の流れにそぐわなくなってきたというようなニュアンスで答弁をされたと私は理解しました。

今、最後に、これからは新たな国土形成計画に基づいてやつしていくという、そういうお話をすから、今度のやっぱりこの国土地政策とか都市計画は、五十年先、百年先を見通した計画というものが頭に描かれていなければ成功しないだろうと、こう思いますが、その点も含めて、新たな国土計画といふのはどのような内容になつていてのか、お知らせいただきたいと思います。

○政府参考人(小神正志君) その前に、先ほどの御質問に対しまして若干補足させていただきたいと思いますけれども、これまでの全総計画につきましては、今、小泉改革は競争原

則というか市場主義というか、コストというか、コストの掛かる山間へき地には人は住むなと言わんばかりの政策がしてきてるわけですから、更に東京一極集中というのを再現をされやすい、そういう危険もあるという流れの中だとと思うわけですね。だから、効率の悪い、コ

多分。それを取り上げるわけじゃないんですけども、私は、経済財政諮問会議で、結局はまちづくほど末松議員が協議員から注意されてやり損なつたというか、聞き損なつたということでしょう、つまり三法は規制を強化していくと、こういう流れで規制緩和と、これが小泉改革の本質、真髓ではないですか、それにもかかわらず規制を強化しようという、逆行じゃないかと、こういう意味のことが経済財政諮問会議の研究会のメンバーから発せられたというけれども、その中身と、それをとらえて国土交通省はどのようにして、こうと

しているのか、お聞かせください。

○政府参考人(小神正志君) 東京一極集中につきましては、先ほども申し上げましたように、なかなか思うような結果が出てきてないという状態がございます。

○政府参考人(柴田高博君) 東京一極集中につきましては、国土の適切な利用という観点のみならず、危機管理上も極めて大きな問題というふうに考えておりまして、東京一極集中の是正は国土政策上も極めて大きな課題であります。

東京一極集中の是正のためにも非常に大きな役割を持つてているというふうに考えておりまして、新

しい国土形成計画の中におきましても、こういつた地方圈のあるべき姿というものを、自立できる間の二極化と、そんなこと今まで出てきてるわけですから、この都市計画についても国土計画にしても、間違つてもそういう過ちのない、これからの方針をはつきりと示していくかないと考えております。

○奥石東君 確かに、御答弁があつたように、時代に合つた三・全総まで、これは田中角栄さんの言う日本列島改造論と、こういうような路線で一つの目標値も掲げて明確な目標があつたと、それで新幹線を造ろうとか。

これからは財政的にも厳しい、そして人口減少だと、なかなかままならない、簡単に数値目標を出したり、こうやるという明確なものは出せないでしようけれども、五十年後、百年後の日本をどういう形にするのかという、まちづくりにおいてもそこが一番大事なポイントだろうというふうに思つていますけれども、加えて、現在に戻ると、そういう時代背景の中で、今、小泉改革は競争原

則というか市場主義というか、コストというか、コストの掛かる山間へき地には人は住むなと言わんばかりの政策がしてきてるわけですから、更に東京一極集中というのを再現をされやすい、そういう危険もあるという流れの中だとと思うわけですね。だから、効率の悪い、コ

多分。それを取り上げるわけじゃないんですけども、私は、経済財政諮問会議で、結局はまちづくほど末松議員が協議員から注意されてやり損なつたというか、聞き損なつたということでしょう、つまり三法は規制を強化していくと、こういう流れで規制緩和と、これが小泉改革の本質、真髓ではないですか、それにもかかわらず規制を強化しようという、逆行じゃないかと、こういう意味のことが経済財政諮問会議の研究会のメンバーから発せられたというけれども、その中身と、それをとらえて国土交通省はどのようにして、こうと

しているのか、お聞かせください。

○政府参考人(柴田高博君) 昨年暮れの十一月二十六日に開催されました経済財政諮問会議におきまして、民間四議員より都市計画法の改正につきまして、構造改革に逆行するのではないかと懸念しており、諮問会議としても議論を進めるべきといった旨の意見が出されました。

私いたしましては、これは規制強化するわけでございますが、まちづくりの方向性を百八十度変わるものでございまして、まちづくりの構造改革という具合に私は思つてますけれども、これを受けまして、国土交通省といたしましても、民間議員に対しまして、今回の改正が人口

を行つたために必要な措置である旨、改正案の趣旨、目的について御説明をしてまいりました。その結果、本年二月一日の経済財政諮問会議においては御理解をいたいたいたいことになつております。

○奥石東君 まあ自先の利益を追求すると、そういう立場に立つと、先ほど末松議員も言われましたように、商店街の商店主はこんなものの規制強化でと、今のような声になつていい。おれたちがもう知らないじゃないか、困るじゃないかと嘆きうに思います。

なお、じゃ具体的にもうちょっと個々の問題について触れていただきたいと思いますが、先ほど末松議員が協議員から注意されてやり損なつたというか、聞き損なつたということでしょう、つまり三法は規制を強化していくと、こういう流れで規制緩和と、これが小泉改革の本質、真髓ではないですか、それにもかかわらず規制を強化しようという、逆行じゃないかと、こういう意味のことが経済財政諮問会議の研究会のメンバーから発せられたというけれども、その中身と、それをとらえて国土交通省はどのようにして、こうと

しているのか、お聞かせください。

○政府参考人(柴田高博君) 町を本当に住みやすくなるわけですから、その辺についてはどのように考えられているのか。コンパクトなまちづくりを教育とか、そういうものを視野に入れたまちづくりというのが大事だということをよく言われてます。

テーイーを重視していくとか再生とか、又はにぎわいをを取り戻すために、その伝統的にある文化とか思想の上に成り立つててんんだろうと思いますけれども、その辺についてはどのように理解をされていますか。

○政府参考人(柴田高博君) 町を本当に住みやすくなるわけですから、その辺についてはどのように考えられているのか。コンパクトなまちづくりを教育とか、そういうものを視野に入れたまちづくりというのが大事だということをよく言われてます。

私がいたしましては、これは規制強化するわけでございますが、まちづくりの方向性を百八十度変わるものでございまして、まちづくりの構造改革という具合に私は思つてますけれども、これを受けまして、国土交通省といたしましても、民間議員に対しまして、今回の改正が人口

減少・超高齢化社会における望ましいまちづくりを持つてているというふうに考えておりまして、新

しても大きな魅力となりまして、これが地域の活性化やにぎわいづくりに寄与するというようなことに結び付いていくんではないかと思います。

そのため、従来より、歴史的風土特別保存地区、だとか伝統的な建造物群の保存地区、風致地区、都市計画等の制度を設けまして、歴史的風土や伝統的建造物等の保存、良好な都市環境の形成を図つてきたところでございます。さらに、一昨年、大変お世話になりまして、景観法を御制定いたただいたわけでございますが、地域の実情に応じまして、景観計画の策定、景観地区の決定等を通じまして、建築物の色彩やデザイン、高さなどを誘導いたしまして、良好な景観形成が積極的に推進していくような制度も用意していただきたところでございます。

これらによりまして、各地におきまして一層歴史、文化、美しさ、我々のアイデンティティーかわれたように、歴史、文化、美しさという要素も大事だと。そういう町をつくる限り、大臣がづくりが実現されしていくよう国としましても積極的な支援をしていきたいというように考えております。

○奥石東君 まちづくりの要素として、今局長言ふてございましたが、こういうものを大切にするまちづくりが実現されしていくよう国としましても積極的に支援をしていきたいというように考えております。

そのため、従来より、歴史的風土特別保存地区、だとか伝統的な建造物群の保存地区、風致地区、都市計画等の制度を設けまして、歴史的風土や伝統的建造物等の保存、良好な都市環境の形成を図つてきたところでございます。さらに、一昨年、大変お世話になりまして、景観法を御制定いたただいたわけでございますが、地域の実情に応じまして、景観計画の策定、景観地区の決定等を通じまして、建築物の色彩やデザイン、高さなどを誘導いたしまして、良好な景観形成が積極的に推進していくような制度も用意していただきたところでございます。

商業中心のシャツ通りというのと目抜き通りの概念は、そういう意味で違うんじゃないですか」というお話を申し上げたわけあります。

長い歴史の蓄積の中にその町がある、そういう町をまた誇れる町はいいんだけど、何もない町

というのは、これから、観光とか交流とか環境とかというのがキーワードだというけれども、何にもないところから魅力ある町をつくるためには何

かが必要なのかということも一方では必要だと思いますが、その辺についてどうですか。

○政府参考人(柴田高博君) 目抜き通りというお話をございましたが、目抜き通りというのは、ここ

で今御議論されていますが、久しぶりに聞く言葉だなという、ほとんど死語になつたような言葉でござりますという感じがいたしております。

ちょっとと広辞苑を開いて、目抜きだと目抜き通りとは何だというのをちょっとと確かめてみます。

○奥石東君 まちづくりの要素として、今局長言ふてございましたが、目抜き通りとは人々が集い、行き交う場として多様な都市機能が

集積し、華やかな中心市街地の中でも極めて重要な場所であるということを改めて実感したわけ

でございます、この言葉から。

今回の中心市街地活性化法の改正では、そのよう

な目抜き通りを再生するために、病院だと文

化施設等様々な都市機能を中心市街地に集積する

ことや、やはり人が住んでもらわなきや困ります

ことになる。町というのは必ず農村や漁村につながっていく、そういうことですから、その農村や

漁村、農業を抜きに土地づくりもまちづくりもできないだろうという、そういう視点からお尋ねしますが、都市計画の専門家の間で焼き畑農業的土地開発だと、そういう言葉があるんですね。焼き畑農業的土地開発を今の日本の国土政策なり都市計画はやっているという、その意味合いについてどなたが答えていただけますか。

○政府参考人(柴田高博君) 焼き畑農業的な土地開発とおっしゃいました。多分、私の理解で申し上げますと、都市計画区域の外の話だろうと思

いますが、都市計画区域の指定があるわけで、ほとんどそれが活用されておりませんし、都市計画

原則一部準都市計画区域の指定があるわけで、ほんとには働かないことになつてございます。

また、都市計画法の改正では、都市機能が郊外部に無秩序に拡散していくということを歯止めを

掛けるための都市計画制度の充実も図つていくことにいたしてございます。

これらの制度改正を通じまして、中心市街地の目抜き通りに多様な都市機能が再び集積し、店舗や事業所等で働き、買物する人々でかつてのにぎわいが戻り、その周辺に人も住むことでかつての

コミュニケーションで再生するそのようなまちづくり、そしてまた伝統だと文化だと考りだと、そういうものが取り戻せる、そういう町を再活性化し、復元し、更にそれを大きく発展させていく

ということが重要じゃないかと思つております。

○奥石東君 柴田局長が辞典まで引いて目抜き通りの解説をしていただきました。私ももう一つ、辞典でも引いて調べてもらえばいいのかなという

ような言葉があるんで。

私が先ほど国土政策と都市政策をセットで考えていかぬか駄目だろうと言つたいわれは、国土交通省の守備範囲が二五%とすれば、残りの七五%

はその周辺の森林とか農地とかつて、そういうことになる。町というのは必ず農村や漁村につながつて、そういうことですから、その農村や

漁村、農業を抜きに土地づくりもまちづくりもできないだろうという、そういう視点からお尋ねしますが、都市計画の専門家の間で焼き畑農業的土地開発だと、そういう言葉があるんですね。焼き

畑農業的土地開発を今の日本の国土政策なり都市計画はやっているという、その意味合いについて

どなたが答えていただけますか。

○政府参考人(柴田高博君) 焚き畑農業的な土地開発とおっしゃいました。多分、私の理解で申し上げますと、都市計画区域の外の話だろうと思

いますが、都市計画区域の指定があるわけで、ほんとには働かないことになつてございます。

そこで、優良農地等につきましては農振法等によつて規制が掛かっているわけでございます。

が、農地転用された場合にはそこが何の、農振法

い。とすれば、我が国の農業政策とまちづくりは

表裏一体で考えなければならない。

農業の保全という、優良な農地の保全という視点から、どのように農水省を考えているか。だれか来てくれるんですかね。

○政府参考人(宮本敏久君) お答え申し上げます。

今先生御指摘のとおり、国民に対する食料の安定供給、あるいはその土地利用の秩序の観点からも、優良農地を良好な状態で確保してまることは極めて重要であるというふうに考えておるところでございます。このため、優良農地につきましては、農業振興地域制度におきまして農用地区域として設定し、農地転用を原則認めないとおこなっているところでございます。

ただ、一方におきまして、国土の狭小な我が国においては、社会経済上必要な土地利用というものがどうしてもあるわけございまして、こういったことにも適切に対応していく必要があるというふうに考えておるところでございます。ただ、こういった場合には、周辺の農業生産に支障が生じないよう十分調整しまして、都市計画法の開発許可制度等とも連携しつつ、適切な土地利用の推進に努めているところでございます。

農林水産省いたしましては、引き続き農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ厳格な運用の徹底を図るとともに、担い手の農地の利用集積でありますとか、中山間地域等の条件不利を補正するための中山間地域の直接支払、こういったものの制度の運用、あるいは市民農園の整備、その他のことによりまして、都市と農村の交流の推進、こういったものを、いろいろ施策を通じまして農地の有効利用を図り、農地の確保、保全に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○奥石東君 もつと何回も聞きたいんですけど、今日は農水委員会じゃないから、まあやめておきましょう。

私が言いたいのは、やっぱり農村と町、都市、これが有機的につながって初めてすばらしい町が

できる、だつて、必ず隣接していくわけですか

ん郊外へニュータウンという形で出ていくと。これが今度はまあ大変な社会問題になつて、団塊の世代で、この人たちがどう動くか、また町中へ戻つてもらえるのかどうかというのもこのまちづくり三法の一つのねらいでもあると思うわけです

が。最近、ようやく景気が回復した兆し、住宅建設というのがなかなか盛んになってきたとも言われます。住宅が何か年間百万戸以上建つていていうことですが、今の現状はどんなふうになつてゐるか。

○政府参考人(山本繁太郎君) ここ数年、百二十万戸程度で大体推移しております。

○奥石東君 そうしますと、百万戸ずつもし年間にこの調子で建設されていくと、四十年か五十年たつとそつくり全国の全世帯が建て替えをしてしまつたと、そんなこと、まあ単純にそうはいかぬでしようけれども、そういうふうにも単純に計算できるわけですから、そういう形でどんどん建設ラッシュになつて野方図に出ていつた場合に、私は五十年後、百年後の都市計画を考える必要がある。これで、まあ自由に、これは自分の住宅を自分で造るのにいろいろ人に言われることは

ないという話になるわけですから、その辺についてはいかがですか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今、国会に住生活基本法を提案させていただいて御審議いただいているところでございますけれども、これから新しい住宅政策の基本的な考え方は、住宅をやはり将来の孫子の代まで使える大事な住宅としてきちんと造った上で、大切に使っていくという思想でございます。

私が言いたいのは、とにかくどんな住宅でもいいから数建てばいい

という思想ではなくて、きちんと将来にわたつて使えるいい住宅をきちんと造つて、大事に使つて、長く使つていくという思想でございます。

○奥石東君 バリアフリー法のときだったかと思うのですが、大臣が、この住宅問題にかかわつて既存のストックを有効活用したいというお話をあつたと思うわけですから、その既存の住宅のストックを有効利用するということも大きな一つの課題だと考えられますけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今御説明いたしました新しい住宅政策の体系の中で、既存の住宅ストック、長い間国民が努力して蓄積してきた住宅ストックを大切にきちんと使っていくというの是非常に大事なポイントの一つであるというふうに認識しております。

すべてが西ヨーロッパとか北米がモデルではありますけれども、例えば住宅市場全体における中古住宅の流通の割合、数字でちょっと御紹介いたしますと、我が国の場合、年間の新設住宅が百二十万戸で、中古住宅流通が十七万から十八万であります。合わせまして百三十七万戸。そのうちの中古住宅流通はわずか一二・八%です。これに対しまして米国は、住宅流通の市場規模が八百七十三戸、中古が六百七十八万、新設が九十五万といふオーダーです。英國の場合は、全く更にこれは逆になります、全体で二百万戸のうち中古住宅の流通が百七十八万戸といふオーダーになつております。

新しい住宅政策体系の中では、是非既存住宅をなるべく使っていくということを目指していきたいと考えています。

○奥石東君 住宅局長について、ついでにと申しますが、内閣府が調査した住宅に関する世論調査だと、依然として郊外に居住をして、質のいい住宅、あるいは住宅を良くするためのリフォームの投資が拡充されていくと、そういう方向に運用されるというふうに見通しております。

○奥石東君 パリアフリー法のときだったかと思うのですが、大臣が、この住宅問題にかかわつて既存の住宅を有効活用したいというお話をあつたと思うわけですから、その既存の住宅のストックを有効利用するということも大きな一つの課題だと考えられますけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

○政府参考人(山本繁太郎君) 今御説明いたしました新しい住宅政策の体系の中で、既存の住宅ストック、長い間国民が努力して蓄積してきた住宅ストックを大切にきちんと使っていくというの非常に大事なポイントの一つであるというふうに認識しております。

このために、今回の法律改正、いろいろお願ひしておりますけれども、一番大事な中核となる事業としては、民間の事業者の方々に中心市街地共同住宅供給事業という事業を行つていただくと。これを計画の中できちんと認定して、予算制度でも税制でも支援するといったことが今回の改正に関しては非常に大きな施策となりますけれども、従来から進めておりました公共賃貸住宅政策なんかも、例えば中心市街地にある建物をコンバートして、お年寄りが住める、あるいは子育てをされる世帯が一緒に住めるといったような公共賃貸住宅として供給することも考えられますし、あるいは古い建物を建て替えるということであれば、従来、商業をやっていた方がそこに賃貸住宅を建てていただき、公営住宅主体がこれを借り上げて供給していくといった非常な方法が可能となりますので、これ地域住宅交付金もまち

づくり交付金もいすれも使えますので、こういったものを駆使してそういう試みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

○奥石東君 N.H.K.の番組の中で、最近急に人気が出てきたという番組の中に「ご近所の底力」というそういう番組があるわけですけれども、町中

に、中心市街地に住みたくなるまちづくり、それが魅力あるまちづくり。そして、あの「ご近所の底力」というのは、子供たちを地域の力で守つて

いこうといういろんな取組がされていると思いますけれども、そういう面で、このまちづくりに欠かせないのはコミュニケーションの再生、そしていかに持続可能性という、この二つの要素だと、これが重要な視点だと思いますけれども、簡単でいいですから、間違っているか、まあそだらうと言つてくれるのか、ちょっとお聞かせください。

○政府参考人(柴田高博君) まさしく御指摘のとおりでございまして、右肩上がりの経済成長一点張りの時代は、どちらかといふとコミュニケーションの再生だとそなうものに目を向ける機会

がなく、あるいはそういうものを切り捨てていつている、あるいは大都市部ではもうそもそもそういうものも生まれていなかつたというような状況が続いてきたわけでございますが、ここに来て、やつぱり少し世の中が落ち着いてきた段階で、ゆつくり世の中を振り返つてみた場合に、やつぱり助けになるのは、あるいはそこで豊かに暮らせる、安心して暮らしていくのは何かといつたときに、やつぱり家族であり、我々の周りに住んでいるコミュニケーション、地域社会であるということが再認識されたんではないかと思っております。

これ、まちづくり、一般的なまちづくりもそうですし、災害の問題でもそうです。阪神・淡路大震災のときに随分多くの死者が出たわけでござりますが、まず最初、住宅が倒壊して多くの方が亡くなつたわけでございますが、ただ、それらを救出した、救出された人はもつとたくさんおられるわけでございまして、しかもそれが、消防だとか警察が救出したというよりも、やつぱり地域の住

民の皆さんたちが助けてくれたというようなこともあるわけでございまして、いろんな意味でそのためを考えています。

○奥石東君 コミュニティー、地域の再生ということは、今後本当に住みやすいまちづくりにとつては非常に大きな要素になるんではないかと思つております。

○奥石東君 もう時間もなくなりましたので、ちょっと地元の悩みを訴えさせていただきたいと

思います。

四十七都道府県の中で、海もないわけで、山梨は、空港もない、新幹線も通っていないというの

は私のところの山梨と、自民党の中島先生、いな

くなつたけれども、きっと同じ思ひだと思いますが、山梨と三重と、うちの前田先生のいる奈良が

そうであります、奈良県。新幹線も通っていない

い、空港もない。だけど、人をうらやむじゃない

けれども、三重や奈良は関西地域で、空港へのア

クセス、山梨よりはよっぽど便利だし、それで古都奈良であるし、京都も控えていて、伊勢志摩と

いう国立公園もあると。うちは余り魅力がない。

だから、中央線と国道二十号が台風でもつて通行止めになれば、正に日本列島の中心に位置してい

るけれども、盆地の中で孤立してしまいます。この交

通システムと、道路の整備というものは悲願

でありますね。

そして、東京から長野へ、北澤委員もいますけ

れども、抜けるのに、委員長のところもそうですけれども、抜けていくのにこの国道二十号を通ら

なきや行けない、だからそこは一番中心の甲府を

通らなきやいかぬわけですけれども、甲府に用の

ない車が四割は一緒に通過して渋滞を起こして、にぎわいまちづくりとかじやなくて、大変な状況になつてている。

お聞きしたいのは、これへの対策として、今、新山梨環状道路 この解消のためにこういうものを作つてくれているわけですが、県と国土省で。

この進捗状況と、それから、やつぱり道路整備と

いうか、交通機関との連携というものをどういうふうに考えられているか、そのことを含めてお聞

きをしたいと思います。

○政府参考人(谷口博昭君) お答えいたします。委員御指摘のとおりであります。中心市街地が活性化するためには、町中に用事のない

三キロの地域高規格道路でございますが、甲府市街を通過する国道二十号、データ的なことを申し上げますと、現在、六万二千台の交通量がございますので、十九キロメートルの走行速度でございますので、県庁所在都市でいきますと

ワースト六、六番目に悪いという、上からです

ね、というようなことになつてゐるわけでござります。

全体四十三キロメートルございますが、東西南北というような区間、四つの区間で申し上げますと、西部区間につきましては十キロメートルといふことで、中部横断自動車道として既に供用なさ

れております。

南部区間につきましては、県の方で事業を展開していただいておるわけでございますが、九キロメートルのうち、東西方向から六キロメートルが供用して、暫定的なところも含めてでござりますが、残る三キロメートルにつきましては、できるだけ早い機会に供用できるよう銳意工事を推進させていただいておるということでござります。

北部区間につきましては、全体十七キロございまして、そのうちの十五キロメートルにつきましては、昨年の三月から都市計画決定に向けて環境影響評価手続に着手し、本年の三月から環境調査を進めさせていただいているということでございまして、できるだけ早く都市計画決定に持ち

込みたいということでござります。

残る区間、北部区間の二キロメートルと東部区間の七キロメートル、計九キロメートルにつきま

しては、こうした大きな道路につきましては、計

でP.I.協議会というようなものを立ち上げさせて

いただきますて、日々、概略計画の取りまとめを行いたいということでおざいます。

いずれにしましても、鋭意スピードアップをして進捗を図りたいと考えております。

○奥石東君 最後に大臣に、私がしきりに五十年後、百年後を見据えた都市計画、まちづくりでなければ、それへ向けての決意をお聞きして、終わりたいと思います。

○國務大臣(北側一雄君) 今、我が国社会の置かれている状況は大きな歴史的な転換点にあると思つております。

一つは人口減少、高齢化という人口構造の問題、二つ目がこの人口構造の問題とある意味じゃないかにこれバランスを取つていくかという問題なんですが、一方で、経済がグローバル化をして競争が極めて激化していると。都市間競争もそうで

す。そういう中で、我が国そのいう人口減少だと超高齢社会の到来の中でいかに競争が激しい中で我が国経済を維持発展させて競争が極めて激化していると。都市間競争もそうで

そういう意味で今回もこの法案を提出をさせていただいているわけでございまして、今日委員から様々御提言あつたことにつきましてもしつかり踏まえて進めてまいりたいと考えております。

○奥石東君 ありがとうございました。

○委員長(羽田雄一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(羽田雄一郎君) ただいまから国土交通委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○佐藤雄平君 午前中に引き続いて、二二法案の審議をそれぞれさしていただきます。

午前中の質疑の中でそれぞれやつぱり考えてみると、この法案の提出ということはおおよそこういうことであろうなと思うんです。特にこの法案の提出について切望しているところは、これは、地方の都市、これが今一番窮屈している問題について、それぞれ経産省そしてまた国交省その状況を願っている話から出た改正であろうかなど。端的に申しますと、大型店と地元の商店街、商工会、また商工会議所、この構団が必ずしもうまくいってないということが一つのこの法案提出の原因でもあろうかなと。

我が県でも二つほど実はありました。会津地方に一つの町がありまして、そこに大型店が進出をすると。ついては、町としては町おこしなつていいし、またその町はたまたま合併してない町でございまして、これを一つの契機に町を活性化させようという考え方がありました。しかしながら、周辺の町村のいわゆる商工会からすれば、その大型店が出てくれば我方が方は壊滅状態になる、何とか福島県の裁量の中でということで、福島県

は条例を作っているわけでありますけれども、例の施行が十月、そういうふうな一つの時間的な空間どうするかというふうなことで今苦慮している。さらにもう一つは、福島県の伊達郡というふうなところがありまして、これは幸いにして、伊達郡は今度合併をしたというふうなこともあります。その合併の中でちょっとそういうふうな町の意向というのが薄らいできたのかなと思う。

さらにもう一つは、福島県の伊達郡というふうなところがありまして、これは幸いにして、伊達郡をつくったからこれはなかなか大変な役所をしていくんですからこれはなかなか大変な役所で、そういうふうな中で都市計画法の話にもなっているのかなと。それぞれ、午前中も話はありますけれども、その三法ができる、結果的には二

法が制度として、法律としてきちっとしてなかつたということがこの一つの大きな原因にもなつているのかなと。そういうふうな中で、両省の法律を提出をした背景について、それぞれ私読ませてもらつたんですけど、まさに、今それぞれの省が出たこの二法の改正について、それぞれ、経産省、国交省、省からすると地元商店街対策ということでもありますから、そんな思いをするわけでありますけれども、まず、今それぞれの省が出たこの二法の改正について、それぞれ、経産省、国交省、この趣旨について改めてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(迎陽一君) まちづくり三法の制定後、市街地は全体として厳しい状況が続いているわけでございますけれども、この要因につきましては、基本的に、今御指摘のございましたよう

に、モータリゼーションの進展ですとか、あるいは郊外の居住者の増加、公共施設の移転などの町の郊外化が進展したというふうな側面、それから商業の面につきまして、中心市街地の商業地区なりが顧客、住民のニーズに十分対応できていなかつたというふうなこともあります。また、郊外に大規模な集客施設が立地して中心部と郊外の競争が激しくなつたというふうな、こういった様々な要因が複合的に関連しているものと認識しております。この点について国土交通省と何か大きな違いがあるというふうなことではないと考えております。

また、今後、急速な少子高齢化、人口減少社会を迎える中で、都市機能の無秩序な拡散に歯止めを掛け、都市の既存ストックを有効に活用したまちづくりを進めていくというふうなことも非常に

に重要な課題であると考えております。こうしたことを探しまして、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指して今回法律の改正を御提案いたしました。

いろいろその審議がありました。郊外にいろいろ住宅を造つた、そういうふうなことが空洞化を招いた大きな原因になつたと。それがある。しかしながら、国交省の中には書いてない。さらにまた、高速道路の整備等についても書いてない。

ですから、三つのまちづくり三法が目的を達成するには、両省の一つの大きなコンセンサスといふ形で、そのまままとめて書いたのです。しかし、それは、副大臣おられますけれども、経産省の話ではないのかなと。経産省、これも、ちょっと経産省としては過ぎて、いわゆる小さな商工会からトヨタ自動車まで行政指導をしていくんですからこれはなかなか大変な役所をしていくんですからこれはなかなか大変な役所で、そういうふうな中で都市計画法の話にもなっているのかなと。それぞれ、午前中も話はありますけれども、その三法ができる、結果的には二

法が制度として、法律としてきちっとしてなかつたということがこの一つの大きな原因にもなつているのかなと。これは、どういうふうなところが違うかという

のは今私が読み上げた中で分かると思いますけれども、経産省の中にはやっぱり住宅開発、午前中もいろいろその審議がありました。郊外にいろいろ

住宅を造つた、そういうふうなことが空洞化を招いた大きな原因になつたと。それがある。しか

しながら、国交省の中には書いてない。さらにまた、高速道路の整備等についても書いてない。

ですから、三つのまちづくり三法が目的を達成するには、両省の一つの大きなコンセンサスといふ形で、そのまままとめて書いたのです。しかし、それは、副大臣おられますけれども、経産省の話ではないのかなと。経産省、これも、ちょっと経産省としては過ぎて、いわゆる小さな商工会からトヨタ自動車まで行政指導をしていくんですからこれはなかなか大変な役所をしていくんですからこれはなかなか大変な役所で、そういうふうな中で都市計画法の話にもなっているのかなと。それぞれ、午前中も話はありますけれども、その三法ができる、結果的には二

法が制度として、法律としてきちっとしてなかつたということがこの一つの大きな原因にもなつて

いるのかなと。これは、どういうふうなところが違うかという

そういうよう中で中心市街地が大変疲弊している、これは商業だけの観点ではなくて、まちづくりという観点からもこれは大変大きな問題であるということで、両省協力しまして、今後の超少子高齢化社会におきまして、現在時代の大きな転換期にあるわけでもございまして、今後は都市機能の無秩序な拡散に歯止めを掛けまして、都市の既存のストックを有効に活用しつつ、必要となる様々な機能がコンパクトに集積いたしました歩いて暮らせるまちづくりを実現していきたいということで、同じスタンスでございます。

○佐藤雄平君 経産省にお伺いします。  
まちづくり三法をやつきましたよ。中心市街化、その振興策もやつてきた。それが結果的に、要するに空洞化をつくってしまったというこの原因、これは郊外に住宅や病院や、それぞれ行つてしまつたと。しかしながら、自治体からすれば、その昔、やっぱりそれぞれ郊外、もっと空間のある空気のきれいなところというふうな一つの自治体の振興策でもあつたんですね、広げたんです。そういうふうなことは先刻予測できなかつたんですかね。

そしてもう一つ、どうしても、何か今聞いている中で、悪いけれども他力本願的なところがある。しかし、若年社会、若者の社会もあるわけだ。そうなつてくると、またこれ後刻質問しますけれども、コンパクトシティーというのは何かやつぱり画一された町、何か悪いけれども、高齢者の本当に中心の町になつて、こういうのが果たして魅力あるまちづくりになるんだろうかと、高齢化もちろん大事だ。そうなつてくると、またこれ後刻質問しますけれども、コンパクトシティーというのは何かやつぱり画一された町、何か悪いけれども、高齢者の本当に中心の町になつて、こういうのが果たして魅力あるまちづくりになるんだろうかと、高齢化もちろん大事だ。そういうふうなことを踏まえて、もう一回経産省と国交省から答弁を願いたい。

○政府参考人(迎陽一君) まちづくり三法でございますけれども、これにつきましては、これまで中心市街地の活性化策というのを考えてき

たわけでございますけれども、現実にむしろ十分なその効果を上げていないのではないかと、こういうふうな御指摘だと、こういうふうに理解をするわけでございますけれども、この点につきましては、今までの法律におきまして市町村がいろいろ基本計画を作つて事業を実施されてこられたわけでございますけれども、こういった計画についても、適切な評価がなされていなかつた、あるいは中市街地の活性化についてや商業に偏つて町の郊外化等への対応が不十分であった、あるいはいろいろ活性化についても商業関係者とその他の関係者との連携が不十分であつたというふうなことで、必ずしも法制定の所期の効果を十分に發揮したというふうなことではないというふうなこと、これらについては、私ども今回見直しにおきまして審議会等で審議をした際にも御指摘を受けたところでございます。

こうしたことから今回中心市街地活性化法を御提案申し上げておるわけでござりますけれども、基本計画を国が認定をすると、認定を受けたものに重点的に支援を行うとか、あるいは都市機能の集積や商業の活性化などに関する支援策を拡充する、また商業関係者に偏るのではなく、町ぐるみで総合的な取組が行われるような中心市街地活性化協議会を法定化するというふうな施設の抜本的な見直しを今回図つたところでございます。

○政府参考人(柴田高博君) 住宅を確かに郊外地にニュータウン等に代表されるようなものを造ってきたということはござります。これはやはり、高度経済成長時代に人口が増える、さらには大都市に人口が非常な勢いで集中していく。それ

が、まちづくりとして、都市計画としてどうそれを受け止め、どういう住みよい、住みやすいまちづくりをつくっていくか、スプロールを適正に管理しながらどう住みよいまちづくりをつくっていくかというふうなことといった二つに基づきました

て、大規模なニュータウン等あるいは都市の郊外ですが、それはそれとして、そのときの非常に意味があつた。

それが十年前、大店立地法になつた。この背景というのは、多分アメリカからの話、WTOから

合のある有意義な政策であつたわけでございます。

しかしながら、今考えてみると、確かにモーテリゼーションが、その都市計画、四十年代前半、半ばごろにモータリゼーションがここまで進展するかどうかというような問題、あるいは問題になつております大規模集客施設といったものがここまで日本の中で進出してくるのかというよ

うなことは余り想定されてなかつたことも事実だ

ろうと思います。人口の動きが鈍り、止まり、増

加が止まり、そうした中でちょっと足を止めて眺

めて見たところ、いつの間にか中心部を中心とす

る町がかなりの勢いで崩壊していっているとい

ことが、これは重大な事実であるなということを認識したということをございます。

また、あわせまして、少子高齢化あるいはエネ

ルギーの問題、環境の問題、地球環境の問題、そ

れから財政上の問題等々から考えてみると、や

はり元のよう町を再構築する必要性が出てきた

と。そういうことの中で、先ほど経産省の方がお

話しされましたと同じような考え方の下で提案させ

ていただきたということをございます。

○佐藤雄平君 経産省に、今、柴田局長からも

ずっと答弁の中で、いろいろここまで郊外に大型

店がという話がありました。かつて大店舗法が

あった。大店舗法というのは極めてこれうまく

いつてたんですよ。それは何でうまくいってい

たか分かります。その地元の商工会とか商工会議所との商業調整というのをうまくできた。ですか

ら、地元の町、商店街も非常に喜んだ。

これが一番最初にできたのは千葉県の野田。

のとき、イトーヨーカドーかな、それで野田の商

工會議所とくまいくつて、要するに、野田の商工

会議所では、これだけは我が商工会に任せてくれ

と、それから、店舗が二つある中、その間のアーケード、ここに地元の商店街を入れてくれと、こ

れがあつた。

きたんでしょう。で、結果的にそれがどんどん

んどんまた郊外に行つてしまつた。それで、結果

的には都市計画法でそれをある意味では抑制しよ

うと。そして、その住民が戻つてくるかと。今度

戻つてくるかというと、非常に私、疑問でしよう

がない。昨日の週刊ダイヤモンドを読まれたかど

うか分かりませんけれども、我々も審議をして、

タリゼーションが、その都市計画、四十年代前

半、半ばごろにモータリゼーションがここまで進

展するかどうかというような問題、あるいは今問

題になつております大規模集客施設といったもの

がここまで日本の中進出してくるのかというよ

うなことは余り想定されてなかつたことも事実だ

ろうと思います。人口の動きが鈍り、止まり、増

加が止まり、そうした中でちょっと足を止めて眺

めて見たところ、いつの間にか中心部を中心とす

る町がかなりの勢いで崩壊していっているとい

ことが、これは重大な事実であるなということを認識したということをございます。

また、あわせまして、少子高齢化あるいはエネ

ルギーの問題、環境の問題、地球環境の問題、そ

れから財政上の問題等々から考えてみると、や

はり元のよう町を再構築する必要性が出てきた

と。そういうことの中で、先ほど経産省の方がお

話しされましたと同じような考え方の下で提案させ

ていただきたということをございます。

○佐藤雄平君 経産省に、今、柴田局長からも

ずっと答弁の中で、いろいろここまで郊外に大型

店がという話がありました。かつて大店舗法が

あった。大店舗法というのは極めてこれうまく

いつてたんですよ。それは何でうまくいってい

たか分かります。その地元の商工会とか商工会議所との商業調整といふのをうまくできた。ですか

ら、地元の町、商店街も非常に喜んだ。

これが一番最初にできたのは千葉県の野田。

のとき、イトーヨーカドーかな、それで野田の商

工會議所とくまいくつて、要するに、野田の商工

会議所では、これだけは我が商工会に任せてくれ

と、それから、店舗が二つある中、その間のアーケード、ここに地元の商店街を入れてくれと、こ

れがあつた。

それが十年前、大店立地法になつた。この背景

というのは、多分アメリカからの話、WTOから

めたそういうふうなまちづくりを協調して進める

べきだったんじゃないのかなと思つてます。そういうふうなことを考へると、やっぱり私は、このまちづくり三法、平成十年の三法というのでは、行政評価からしたらば、総務省に聞きたいところだけれども今日は総務省呼んでおりませんけれども、これは費用対効果というのが必ずしもあつたのかなと疑問を抱くような話にならんではないかなと思います。また、会計検査院も必ずしもこの政策は云々と言つております。

この件を踏まえて、もう一回、大臣何か答弁、今の一中小企業庁か。

○政府参考人(古賀茂明君) 先ほどから中小企業庁は何やつていたんだという御指摘かと受け止めておりますけれども、今いろいろ御指摘受けましたとおり、これまでの御議論でもあつたと思いまして、それだけでもやろうとしてもなかなか難しいと。しかし、恐らく今の委員の御指摘は、じやそれで国土交通省に頼ればいいのか、そういうことじやないだらうと、こういう御指摘かと受け止めさせていただいております。

私ども、もちろん都市計画にすべておんぶしようというような気持ちを持つてゐるわけでは毛頭ございませんで、今る御指摘いただきまして

いろいろ過去の政策の問題点、これをよく反省をいたしまして、その上で、じやどうしたらしいのかというときに、もちろん私どもの側としては、中小企業者、小売商業者は必死の努力をするといふのが、これがまず第一の大前提だらうといふうに思つておりまして、それなしに何か周辺の環境を変えればそれだけで商店街が良くなるというよくなふうに思つてゐるわけでは毛頭ございません。

そういう意味で、本当にやる氣のある頑張る商店街あるいは中小小売商業者を支援していこうと。しかも、そのときに、実はやる気がないんじゃないのかといふうな御指摘もありますけれども、少しかわいそだなと思うところも一方でござります。というのは、一生懸命頑張つて少しづつ積み上げてきたというところで、しかし周りを

見ると、病院が外へ出ていき、大学が外へ出ていき、その周りに住宅ができて人がどんどん減つていく、そういう中で自分たちだけで一生懸命やつたのかなと疑問を抱くような話にならんではないかなと思います。

ところだけれども、やはり自分の方が行為は可能なんですかとも、やはり自分の方が行為を、アクションを取つてそれを止めしていくということのはなかなか難しいところもございますので、そ

ういったところを国土交通省と経済産業省一緒になつて反省をし、何がお互いできるかということを考えたときに、そういう全体のまちづくりという中で本当にやる気のある商業者が頑張つていけるような仕組みにできないかということで今回の改正をお願いしているということでございまして、そういう意味じや、中小企業庁も経済産業省もそういう責任を負つて商業者に対して指導もしますし、頑張るところに重点的に応援をしていくということでやつてまいりたいと考えております。

○佐藤雄平君 私が言つているのは、地元の商工会とか商工会議所云々じゃないんです。要するに、経産省がそれぞれ所管の行政をし、政策をし

て、それが結果的には空洞化になつてしまつたというふうなことなんで、もう少し中企庁にしても商務流通局にしても、しっかりとやつぱり指導をしてもらひたかったということ。

ですから、これはもう本当に、この基本的な根幹というのは、これは何のことないんです。地方の都市が今疲弊しているというのは人口が少なくなつてゐるということだ。どんどんどんどん人口が減つてゐるわけですから、二十年後、地方の大都市は約人口二〇〇〇万減少していくといふ

ういうふうに思つてゐるわけではありません。だから、そういうふうな中で、私はやつぱり政策には、理念は一つきつとしたものを持ちながら

ら、各論の中で五年、六年で変えるものもいいけれども、しかしながら私は申し上げたいのは、商工会なんか、もう本当に町、村の商工会というのはもう猛烈な努力をしている。この姿に対してい

り返しが起きていたという嫌いがございます。もちろん、今法律でも、自治体の方で本気にしておりますよね。その協議会のメンバーをそれぞれ見てみると、いろんな方がお入りになつていて、どういう構想がある。これがうまくマッチングすればいいんですかと、今までTMOもその補助金をもらって作つてきたものと、今度新しい新法の中で協議会が作ったものが整合しないという場合なんかも十分考えられると思うんです。この際

はどのような調整をしていくんですか。

○政府参考人(古賀茂明君) 現在ありますTMO及びそのTMOを中心に作られていました構想があつて、現実問題として、このTMOについてはどちらも、そこにまた、それぞれその補助金等もいづくりの専門家がいるのかなと思うと、専門家使つているところも福島県ではほとんどないぐら

い。で、どういう方といったらやつぱり地元の商

工會とか商工会議所の皆さん方がそれぞれまちづくりをやろうと。その意識は非常にいいんですけども、そこにはまだ、それぞれその補助金等もいづくりをやろうと。その意識は非常にいいん

です。それまでTMOが作つてきた町の構想、基本

計画あると思う。それと、また新しい協議会が作つた構想がある。これがうまくマッチングすればいいんですかと、今までTMOもその補助

金をもらつて作つてきたものと、今度新しい新法

の中で協議会が作ったものが整合しないという場

合なんかも十分考えられると思うんです。この際

はどのような調整をしていくんですか。

○政府参考人(古賀茂明君) 今TMOの現状についてお尋ねがございました。

現行法に基づくTMOは、市町村による認定を受けました中小小売商業高度化事業に関する総合

幹というのは、これは何のことないんです。地方

の都市が今疲弊しているといふのは人口が少なくなつてゐるということだ。どんどんどんどん人

口が減つてゐるわけですから、二十年後、地方の大

きな都市は約人口二〇〇〇万減少していくといふ

ういうふうに思つてゐるわけですから、今日のこの法案がつて二十年後まで

は効用していかないと思うんです。

しかししながら、今正に御指摘いただきましたとおり、などが規定されておりまして、今年、十八年の四月末現在で全国で四百八のTMOが設立をされております。

そして、その中の活動の状況というのは様々でござ

いまして、いろいろ有名な青森とか長野とか、そういうような名どころでは非常に活発に事業が進んでいて、しかもそれが具体的な成果に目に見える

形でつながつてゐるというようなところもござりますし、それから、今おつしやられたとおり、必ずしも本当の専門家がいないくて、随分いろいろ苦労はしているんだけれどもなかなか成果が上がらない、あるいは活動自体が停滞をしているというやうな、いろいろなレベルのTMOが存在をしているということを申上げておきます。

○佐藤雄平君 それで、新しくこの法案が成立したとなると、今度はその活性化の協議会がおできになりますよね。その協議会のメンバーをそれぞ

れ見てみると、いろんな方がお入りになつていて、今までTMOが作つてきた町の構想、基本

計画あると思う。それと、また新しい協議会が

作つた構想がある。これがうまくマッチングすればいいんですかと、今までTMOもその補助

金をもらつて作つてきたものと、今度新しい新法

の中で協議会が作ったものが整合しないという場

合なんかも十分考えられると思うんです。この際

はどのような調整をしていくんですか。

○政府参考人(古賀茂明君) 現在ありますTMO及びそのTMOを中心に作られていました構想があつて、現実問題として、このTMOについてはどれ

ぐらいまちづくりに参画をして、実態といふのは今どのような状況になつてゐるのか、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(古賀茂明君) 今TMOの現状についてお尋ねがございました。

現行法に基づくTMOは、市町村による認定を受けました中小小売商業高度化事業に関する総合

幹というのは、これは何のことないんです。地方

の都市が今疲弊しているといふのは人口が少なく

なつてゐるということだ。どんどんどんどん人

口が減つてゐるわけですから、二十年後、地方の大

きな都市は約人口二〇〇〇万減少していくといふ

ういうふうに思つてゐるわけですから、今日のこの法案がつて二十年後まで

は効用していかないと思うんです。

しかししながら、今正に御指摘いただきましたとおり、などが規定されておりまして、今年、十八年の四月末現在で全国で四百八のTMOが設立をされております。

そして、その中の活動の状況というのは様々でござ

街地整備推進機構などが中心になつて、そこの商業者あるいは開発事業者、地権者、あるいは市民といふような方々に幅広く参画をしていただきたいことで、中心市街地の活性化というのを、全体的なまちづくりという観点で総合的に推進を図る組織というふうに考えております。

そして、既にTMOがあるというところで、もちろんいろいろなレベルのところがございますから、それぞれ地区に、その地域によりまして対応は違つてくるかと思いますけれども、多くのところでは、やはり今後も今あるTMOをつくつております商工会とか商工会議所というのは大きな役割を果たしていただくということを想定をしておりまして、そういう方が今度の協議会にも中心的な役割を担う主体の一部として参加をしていただき、そうすればそこで、今までの計画といふものはこういうものがありましたと、しかしいろいろな周りの環境、そういうふたものを考えたときに、それをそのままいくのがいいのか、あるいは、恐らく完全にそのままというのがあんまりないかもしれませんけれども、それに新しい要素を加えた方がいいのか、あるいは基本的なコンセプトを変えた方がいいのかといふことを十分御議論をいただいた上で、その上で新しい基本計画を作つていただくと。その推進に当たつては、今TMOで御活躍されている方々といふのも引き続き中心的なプレーヤーとしてやっていただきたいことだらうと思つております。

それから、先ほど専門家がいなくてなかなか大変なんだといふような御指摘ございましたけれども、やはり成功しているTMOを見てみますと、かなり優秀な、優秀といふのは単にできるといふだけじゃなくて、情熱も含めて、よく何とか気違ひと言われるぐらいの情熱と、そして見識も持つた方が活躍されているというのが例外なくそういうことになつておりますので、今後、こういった基本計画を作つてまちづくりを本格的に進めたいというようなところに対しましては、そうもちろんいろいろなレベルのところがございますから、それぞれ地区に、その地域によりまして対応は違つてくるかと思いますけれども、多くのところでは、やはり今後も今あるTMOをつくつております商工会とか商工会議所というのは大きな役割を果たしていただくということを想定をしておりまして、そういう方が今度の協議会にも中心的な役割を担う主体の一部として参加をしていただき、そうすればそこで、今までの計画といふものはこういうものがありましたと、しかしいろいろな周りの環境、そういうふたものを考えたときに、それをそのままいくのがいいのか、あるいは、恐らく完全にそのままというのがあんまりないかもしれませんけれども、それに新しい要素を加えた方がいいのか、あるいは基本的なコンセプトを変えた方がいいのかといふことを十分御議論をいただいた上で、その上で新しい基本計画を作つていただくと。その推進に当たつては、今TMOで御活躍されている方々といふのも引き続き中心的なプレーヤーとしてやっていただきたいことだらうと思つております。

○佐藤雄平君 その成功例を何か教えてくれる、具体的に。

○政府参考人(古賀茂明君) 例えば、一番よく例に出でまいります、青森県でやつておられますTMOの推進者の一人として加藤さんという方がいらっしゃいますけれども、この方は大手のスーパーで店長などをされた経験などもありまして、その後、青森のまちづくりに懸けようと。青森市内の出身の方ではないんですが、青森県の出身の方なのですから、そういう方が青森でまちづくりをやろうと。あきんど行動隊と言つたかと思うます、そういうグループを作りまして、そしてTMOの中で強力にいろんなアイデアを出してやつていく。

そのアイデアというのは幾つもありまして、例えれば一つは、駅の近くにアウガと呼ばれる大きな商業施設を造りまして、商業施設を造るというのはよくあるんですけれども、そこにやはりテナントミックスと申しますか、要するにどういうターゲットのお客さんに対するどういうお店を入れたらいふのかというような専門的な知識を持つた、頻繁に商業施設の中のお店のテナントミックスを見直して、入替えをすると。もうかつているところをやつぱりまちづくりというのは自然発生的なかつて、どんどんどんその輪を広げていく。それをやつていくうちに、その商店街と市民との間の連帯も深まつてくるといふ非常にいいケースがございます。

○佐藤雄平君 だから、そういうことをやつぱり知つてるのは、中小企業庁だけしか知らないんだから、やっぱり全国に、その商工会の代表を呼んだり、商工会議所の代表を呼んでお話をしてもみんな同じ駅舎、それで駅前広場になつて、いわゆる金太郎あめといふ話あつたんですけれども、この昔、扇大臣といふ質疑をさせてもらつたときに、新幹線構想の中で、どこの駅に行つてもみんな同じ駅舎、それで駅前広場になつて、いわゆる金太郎あめといふ話あつたんですけれども、この昔、扇大臣といふ質疑をさせてもらつたときには、三十万なんという都市は、福島、郡山、いわゆる金太郎あめといふ話あつたんだからね。あとほとんどの福島県の残念ながら感覚で言つていますが、岩手県も東京も分かんないような、そういうふうな小ぢんまりとした町ができちゃうのかなと。もつとも、その私の小ぢんまりとした町といつた基本計画を作つてまちづくりを本格的に進めたいというようなところに対しましては、そう

いう専門家を派遣するというような、もちろん先生で、協議会の方で選んでいただいたということがで、協議会の方で選んでいただいたということも、そういうところに対する支援というようなことをも加えまして、推進体制、強力にサポートをしていきたいというふうに考えております。

○佐藤雄平君 その成功例を何か教えてくれる、具体的に。

どうも、平日でもかなり若い人も入つてきていると。それから、いろんなイベントも、単に商店街の若いう人が集まつて自己満足的なイベントをやると、いうことではなくて、やはり新しい試み、例えば今まで絶対に道路を閉鎖なんてできなかつたようなところを、繰り返し繰り返し警察と交渉をして、じやそこを何時から何時まで閉めていいでようということで、そこでイベントをやる。

イベントをやるもの、自分で考えたことをやるということだけではなくて、市民に参加してもらおうということで、例えば、イベントをやりますという広告を出す代わりに、こういうイベントをやりますという広告をやる代わりに、イベントをやりますけれども、何をやつたらいいですかというアイデアを募集する。そうすると、いろいろなところからいろんなアイデアが出てくる。じゃ、アイデアを出してくれた人に、じや、あなた、責任者になつてこのイベントをやつくださいよというようことで、どんどんどんどんその輪を広げていく。それをやつていくうちに、その商店街と市民との間の連帯も深まつてくるといふ非常にいいケースがございます。

○佐藤雄平君 だから、そういうことをやつぱり知つてるのは、中小企業庁だけしか知らないんだから、やっぱり全国に、その商工会の代表を呼んだり、商工会議所の代表を呼んでお話をしてもみんな同じ駅舎、それで駅前広場になつて、いわゆる金太郎あめといふ話あつたんですけれども、この昔、扇大臣といふ質疑をさせてもらつたときには、三十万なんという都市は、福島、郡山、いわゆる金太郎あめといふ話あつたんだからね。あとほとんどの福島県の残念ながら感覚で言つていますが、岩手県も東京も分かんないような、そういうふうな小ぢんまりとした町ができちゃうのかなと。もつとも、その私の小ぢんまりとした町といつた基本計画を作つてまちづくりを本格的に進めたいというようなところに対しましては、そう

がらやっていると、何かちつちやな町で、その歴史も文化もなくなつちやうような気がしてならないんですけれども。

まずもつて、いわゆる国交省のまちづくりというのははどういうふうなことを一つの理念にしているのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 全国の地方都市で中心市街地が寂れています、シャッター通りになつてゐるという地域は、今、佐藤委員おつしやつたように、それぞれ歴史とか文化が元々あつた地域だと思つんですね。神社仏閣があつたり、過去の歴史上の人物のゆかりの場所があつたりだと、そういうまさしくその地域にとつては非常に大事な地域だと思うんですね。

これからまちづくりを進めていくに当たつて、これはもう私はどの地域でもそうだと思いますが、その地域の持つ特性、歴史、文化はもちろんです、それぞれの地域の特性に根付いたまちづくりを進めていくことが最も大事なことだと私は思います。

それで、かつ、やはりまちづくりというのは、今回も都市計画法、また中心市街地活性化法といふいろんな制度の見直しをさしていただいているわけですが、それはそれでも私は大事な方向性を示させていただいているというふうに思つてますけれども、やはり地元の方々が意欲を持つてまちづくりにかかわつていてるという姿がないと、幾ら行政が笛吹いてもまちづくりといふのは成功しないんじゃないかと思うんですね。やっぱりその一回この自分たちの町を元気にしようといふ一回この自分たちの町を元気にしようといふき出しますと、結局は、私は、その地域の持つてゐる特性をいかに生かしていくか、歴史、文化といふものにいかに根付いたまちづくりを進めていきます。

その際に、結局そういう方々が立ち上がって動き出しますと、私は、その地域の持つてゐる特性をいかに生かしていくか、歴史、文化といふものにいかに根付いたまちづくりを進めていきます。

くかという論議に必ずなつていくんだろうというふうに思つてゐるところでございます。

今回の都市計画法等の改正につきましては、そのままもつて、かなりのものが集積しておりますので、おつり整備していく必要がある。特に、今大きな時代の、人口減少社会だと超高齢社会の到来だと、そういう社会経済情勢の大きな変化についてもしていくべきである、条件、環境を整備すべきであるという観点からお願いをさせていただいているところでございます。

○佐藤雄平君 その地域らしいやつぱりコンパクトシティーをつくるというふうなことであれば、本当に地域のらしさを踏まえた中で、さらにまた商店街が繁盛する町、こういうふうな一つの理想に向かつて私はそれぞれ協調しながら立派なものをつけさせていただきたいなと思つております。

そういう中で、私は、一番、郊外に行つてしまつた住民も、そしてまた住宅も、それから病院も含めて、にぎわいのあるところにまた戻つてくる前提としては土地問題というのがあると思うんです。最近の地価公示で全体的に商業地の地価は下がつてゐるんですけども、相対的にはそういうことがあります。そのため事実でございます。

今回の中心市街地活性化法の改正で中心市街地の活性化を図ろうとする場合に、その中心市街地に入つてくるその辺の問題、課題、幾つかあるわけでございまして、地価の問題等もあるうと思ひますが、それをどう解消、解決するかということをございます。

コストが掛かるといったような問題に対しても、一つは今年度予算でもつて暮らしへにぎわい再生事業といふものを創設いたしてございます。これは大規模店舗等が撤退した空きビルを病院だとか図書館だと市民センターなどの公益施設を含む施設に建物を建て替える、あるいは改修する、あるいは新たに造るといった場合に一部を助成していくこうというものでございます。また、郊外から中心市街地への事業用資産の買換え特例等の各種の税制措置の創設、こういうものも用意してブッシュをしていきたいという具合に考えてございます。

また、そこに住んでおられます地権者の皆さん方が、シャッターを下ろしたんだけれども私の土地は人に貸すのも面倒しいから、ここをだれにも貸さない、あるいは貸すとすれば非常に高い地代で貸すといったような問題も非常に課題である。事業者あるいは地権者たちもその辺はよく考えてまちづくりに協力してくださいといふ声もあるわけでございますが、そいつた点につきま

○政府参考人(柴田高博君) 土地の値段の問題でございますが、確かに一般的にいいまして都市基盤整備が進んでいる、そして都市機能がこれまでも集積しておつて、かなりのものが集積しております中心市街地と都市基盤整備の進んでいない郊外を比べますと、相対的に申し上げますと中心市街地の地価の方が高いと考えられます。また、衰退しておる中心市街地におきましても土地の有効利用を図ろうとする地権者も余りおられないといふのも問題であることも承知いたしてござります。最近の地価公示で全体的に商業地の地価は下がつてゐるんですけども、相対的にはそういうことがあります。そのため事実でございます。

今回の中心市街地活性化法の改正で中心市街地の活性化を図ろうとする場合に、その中心市街地に入つてくるその辺の問題、課題、幾つかあるわけでございまして、地価の問題等もあるうと思ひますが、それをどう解消、解決するかということをございます。

コストが掛かるといったような問題に対しても、一つは今年度予算でもつて暮らしへにぎわい再生事業といふものを創設いたしてございます。これは大規模店舗等が撤退した空きビルを病院だとか図書館だと市民センターなどの公益施設を含む施設に建物を建て替える、あるいは改修する、あるいは新たに造るといった場合に一部を助成していくこうというものでございます。また、郊外から中心市街地への事業用資産の買換え特例等の各種の税制措置の創設、こういうものも用意してブッシュをしていきたいという具合に考えてございます。

また、そこに住んでおられます地権者の皆さん方が、シャッターを下ろしたんだけれども私の土地は人に貸すのも面倒しいから、ここをだれにも貸さない、あるいは貸すとすれば非常に高い地代で貸すといつたような問題も非常に課題である。事業者あるいは地権者たちもその辺はよく考えてまちづくりに協力してくださいといふ声も出でて、いろいろ書物を読んでみると、本当にやつ

ばかりこれ成功して戻つてくるんだろうかという懸念があるんですね。

それは、例えばこれまた福島の話で恐縮でありますけれども、これ、福島市があつて、これもう十数年前です。市街地のところに福島県立医科大学、福島大学の教育学部、野菜のマーケットがあり、魚市場があつて農協があつて、それから福島大学の経済学部があつて、人の集まる要素が一杯あつたんです。それがばあつともう全部郊外に行つてしまつて、それで、しかも郊外というのは一つのもうそれこそコンパクトシティができるんですね。要するに、大きな施設、たくさん的人が行つて新しい団地になつてしまつて、そこにもう既にマーケットもできちやつて、生活のパターンがきつとできてるんです。それが、今度の新しいこの二法を作つた中で本当にやつぱり戻つてくるんだろうかという危惧はこれぬぐい払えないと思うんです。

ついては、やっぱりこれ新しい二法を作つて、にぎわいのあるまちづくり、これには一番大事なものは何だと思います、その人たちを呼び戻す要素というもの。この辺、それぞれ今その政策を施行している中で、後で政策評価があつたとき、これぐらいやつぱり成功したという、そういうふうな見通しはあると思うんで、その辺の御所見があつたらお伺いしたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 非常に難しい御質問でございますが、やはり郊外に住んでしまう、あるいは郊外部に行つてしまつたと、それは魅力が中心市街地にないから行つてしまつた、あるいはそつちの方が便利だから行つてしまつたということがござります。だから、短期的に見れば、今の時点ではその方が便利かもしれないと思われている中心部に取り戻すということは、非常に、なかなか努力をしていく必要がござります。

しかし、長期・中期的に見れば、今のように、市街地にいつも危惧を感じていてる状況。ですと、ある程度やつぱり経済力とそれから人口の分布というのも、これを考へないと、何年たつてもやつぱりこれ同じことを繰り返す。一方では、都

て、これは環境の問題、それから地球環境の問題とかエネルギーの問題にしましても、あるいは財政上の限界ということも考えまして、それは無理

なきやいけないかなと。

さらにまた、そこに住む人はなかなかいないか

いますので、そういった仕組みも今併せて検討しているところでございます。

○佐藤雄平君 だから、そういうふうな全体的な計画の中でのいわゆるコンパクトシティ、これはもう間違なく私は成功していくのかなと思います。

ただ、

お伺いします。

そこで、先ほどから議論がございます。町

として楽しい、そこに行つて楽しい、あるいは歴史だと文化だと伝統というものがそこへ行けられると、あるいは、そこへ行くことによつぱり味わえる。あるいは、人がたくさんいて、楽しいことの一つでしようが、人がたくさんいて、老若男女がおられて、いろんな人と会えて、いろんなことがお話しもできる。郊外部で

すと、一日じゅうだれともお話ししなくたつても

生活できるわけでございますが、そうではなくて、やっぱり人間生活としての基本、あるいは楽しみというのはそこに行けば味わえるというよう

なもの、そのための都市機能整備というものをやつぱり必要がある。そのためには、やっぱりそこに住んでおられる方、その地権者、彼らの努力というのも相当重要な課題であるという具合に考えております。

○佐藤雄平君 つけても、私はやっぱり、先ほども出ましたけど、国土政策になつてくるのかなと、ほつておくと、二十年後、東京、大阪、名古屋でみんななつてしまうと。ますます一極集中を助長しちゃうんです。

ですから、国土形成法の中で、いろいろ今ブロック決めつりますけれども、ブロック計画

を。ある程度やつぱり経済力とそれから人口の分

布というのも、これを考へないと、何年たつてもやつぱりこれ同じことを繰り返す。一方では、都

市の災害等にいつも危惧を感じていてる状況。です

から、私は、国土政策の中でこういうふうなこと

も視野に入れた一つの国土形成法を作つてもらわ

ります。

政界の限界ということも考えまして、それは無理

があるわけでございますので、どうしても政策と

して中心部の方に帰つてきていただきたいと考えております。

やはりそのためにはどうしたら魅力がそこに付

けられるのか、先ほどから議論がございます。町

として楽しい、そこに行つて楽しい、あるいは歴

史だと文化だと伝統というものがそこへ行けられると、あるいは、そこへ行くことによつぱり味わえる。あるいは、人がたくさんいて、楽しいことの一つでしようが、人がたくさんいて、老若男女がおられて、いろんな人と会えて、いろんなことがお話しもできる。郊外部で

すと、一日じゅうだれともお話ししなくたつても

生活できるわけでございますが、そうではなくて、やっぱり人間生活としての基本、あるいは楽し

みというのはそこに行けば味わえるというよう

なもの、そのための都市機能整備というものをやつぱり必要がある。そのためには、やっぱりそこに住んでおられる方、その地権者、彼らの努力というのも相当重要な課題であるという具合に考えております。

○政府参考人(小神正志君) 今、委員から御指摘いたしましたように、私どもは今国土形成計画の策定作業を進めさせていただいております。

その中で、やはり、先ほども申し上げましたけ

れども、東京一極集中の是正というものは国土政

策上非常に大きな課題であるというふうに考

えています。それは、国土の適切な利用という観点

だけなく、危機管理の問題あるいは国土保全の

問題、いろいろとございます。そういう中で、

私ども、今委員も御指摘いただきました二地域居

住という考え方を検討しております。

これは、今もお話をありましたように、都市の住民が農山漁村に定住を希望される方もあるって、これはそれで進めたいと思っておりますけれども、定住まではいかなくても一定期間農山漁村で暮らしたいと。それは一月、二月を暮らす、あるいは週末二、三日を継続的に暮らす、いろいろあるかと思います。そういうことを現に福島県においても東京に出先の紹介するポジションもつくつて積極的に進められておりますけれども、実はほかの県でもそういった取組も進めているところがあります。それは、今御紹介ありましたように、特に団塊の世代を中心にニーズもあります。住まいをどうするかとか、あるいは農山漁村に一たび入つてどういう暮らしをしたらいののか、農山漁村の方々、地域の方々から喜ばれるのを実は希望されている都市住民が多いんですけど、それにつれてはどういうふうな対応をしたら自分はできるのかということがなかなか、いわゆる仲人役とい

ります。

ただ、いろいろと課題もあります。住まいをど

んなでしよう。

○政府参考人(柴田高博君) 例えは、合併バター

ン、線引きされたものと線引きされたものの合併

後そういう都市計画になつたもの、あるいは線引

きと非線引きのもの、線引きと非線引きと非都市

計画のもの、いろんなものがございます。そういう

ものが、合併によりましていろんな形での都市

計画が混在しているような状況になつてきています。事実はございます。

○佐藤雄平君 これと、開発整備促進区、そういうふうなものを設定して、自治体の判断で場合によつては立地も認めるというような線引き、非線引きの混在している都市計画地域についてこの開発整備促進区というふうな、これが連動している話でございますか。

○政府参考人(柴田高博君) 今回、今申し上げましたが、市町村合併によりましていろんな形で都市計画が混在している状況が生じておりますと、市町村合併で複数の都市計画区域、市も合併し、都市計画区域も、これは一つの行政区画の中いろいろものがあるといった場合は、今後、この新しい市で都市計画区域、どういう具合に今後都市計画をやつしていくのかということをやっぱり見直していく。これは県が都市計画区域を決めるんですが、必要な場合には都市計画区域の再編といふものを視野に入れて検討が進められるものではないかと、現に進められているところもございまして、考えております。多くの都道府県でもそのような問題意識を基に都市計画区域の再編を検討中でございます。国といたしましても、そのような動きに対し、大規模な合併等は終わつたばかりでございますけれども、いろんな相談も受けておりまして、適切な助言も行つていきたいという具合に考えてございます。

それから、今おつしやいました新しい地区計画の制度のお話でございますが、これはこの問題とちょっと別でございまして、都市計画におきまして、これまで都市計画区域の中でかなり大きな、九割の地域でもつて大規模集客施設の立地が可能でございましたが、これは原則立地ができません、抑制するということにいたしました。ただ、それでござりますともう全く新しい大規模集客施設の立地の場がないわけでございますが、必要に応じて、それは地域の判断等によるわけでござります。都市計画の手続に乗つけようと、そのとき

に用途地域を返還するというやり方でございます。

れば、新しい地区計画、開発整備地区というものを決めて、新しい地区計画でもつてそこを大規模集客施設を立地するといったようなツールも用意させていただいたということでございます。

○佐藤雄平君 そうすると、これはもう最後はやつぱり都道府県が決めるというふうなことになりますこの話について我々の考え方を申し上げますと、市町村合併で複数の都市計画区域、市も合併し、都市計画区域も、これは一つの行政区画の中でいろいろものがあるといった場合は、今後、この新しい市で都市計画区域、どういう具合に今後都市計画をやつしていくのかと、その話をやつぱり見直していく。これは県が都市計画区域を決めるんですが、必要な場合には都市計画区域の再編といふものを視野に入れて検討が進められるものではないかと、現に進められているところもございまして、考えております。多くの都道府県でもそのような問題意識を基に都市計画区域の再編を検討中でございます。国といたしましても、そのような動きに対し、大規模な合併等は終わつたばかりでございますけれども、いろんな相談も受けておりまして、適切な助言も行つていきたいという具合に考えてございます。

それから、今おつしやいました新しい地区計画の制度のお話でございますが、これはこの問題とちょっと別でございまして、都市計画におきまして、これまで都市計画区域の中でかなり大きな、九割の地域でもつて大規模集客施設の立地が可能でございましたが、これは原則立地ができません、抑制するということにいたしました。ただ、それでござりますともう全く新しい大規模集客施設の立地の場がないわけでございますが、必要に応じて、それは地域の判断等によるわけでござります。都市計画の手続に乗つけようと、そのとき

ね、三年前の法改正やつた。だから、それで、そのときに自治体の話を聞いて用途地域については、話、要するに町村の話を極めてよく聞いた行政を方向を決めていくと、ううなことになつて、だ

から、知事からすれば、今まで本当に自治体のでは知事に様々な都市計画法の、それから転換におけるわけですが、その地域という話になると。だから、これがやつぱり一番都道府県は苦労していることなんですね、今度広域調整ということになるんですけども。だから、さつきの話のように、

その町村で町おこし、村おこしのために何かやりたいと、そうすると周りは駄目だと、だから県が入つてくれという話になる。

ただ、そこで、これ、消費者のアンケートを取りと、これはもう、経済産業省の前で恐縮ですがれども、消費者は大型店が非常に好む結果が出ているんです。これは、だから、都市と地方によつて違うんだと。都市部になると消費者の方が多い。地方になると、消費者の方が多い。これは、非常に多くなつてくるから、消費者が多

く聞いていただきたいと思います。

次に、これ、区画整理事業のときもいろいろあつたんです。区画整理組合、これは官と民で区画整理やつてたんですね。それで、民間の組合のときというのは、やっぱりこれはどうしてもディベロッパーが入つておりますと、換地の、売るとかの値段の話とか様々な問題、区画整理組合と起こしている例というのが全国的にもそれぞれあります。

それが今度いわゆる協議会をつくる。そのとき、いわゆる不動産屋の方が入つてくる。そうすると、どうしてもやっぱり當利というか利益といふうことによって自らの都合が場合によつてはその都市計画、いわゆる協議会の中で主張される可能性も十分あるんですね。

そういうふうな中で、やっぱり補助金をもらつてやつていく事業でありますから、公正公平をどういうふうにして担保していくか。これは極めて

御見解、どのような協議会についての指導というかをしていくか、この件についてちょっとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 中心市街地活性化協議会の中でいろんな議論がされるわけでございますが、そこは基本的にはまちづくり、中心市街地の活性化をどうして、こうかということが議論されると、話もよく聞いて、そのつらい状況をよ

く聞いていただきたいと思います。

そういう意味で、その協議会が有効に働いていく、皆さんが参画されて非常にそれが有効に働いていくことがこの中心市街地の活性化がうまくいくかどうかの一つの核、基本にならうかと考えております。だから、その辺がうまく機能するようなこと、ということには我々ももちろん配慮していかなくちゃいかぬと考えております。

それからもう一つ、開発事業者の問題といたしましては、ちょっと話が別かもしれませんけれども、この区域の中で規制が、大規模集客施設の規制が掛かってしまつた。しかし、そこで、大規模集客施設をここで立地したいんだという事業者に対する対応では、今回、この法律、都市計画法の改正の中で、土地に関する権利がなくても、こういう大規模集客施設をこの地域に立地したいという都

市計画の提案と、ということを認めること、提案をすることができるとしてござります。

この提案がされれば、公共団体、市町村はそれを無視することができませんで、それを都市計画の手続にかける必要がございます。都市計画審議会にかけて、これは認めないと、あるいはこれについての審議をしようということで審議をします。その中では、やはり公平性、中立性というものが重要なところかなと思います。この場合、公平中立な、公正中立な第三者機関でございます都

きに今までの国交省から県に移したわけですから、それはなぜかというと、都市計画法の設定のと

どもどんどんこれから教えてあげていただきたいなど。

だから、最後は市町村が言つても、知事がその調整をするというふうなことになると思うんですけれども、つけても、この辺の調整についての相談というのもこれでできないと思うんだけれども、何かいいヒントというか、そういうふうなことでもどんなんこれから教えてあげていただきたいなど。

それはなぜかというと、都市計画法の設定のと

きに今までの国交省から県に移したわけですから、それはなぜかというと、都市計画法の設定のと

どもどんどんこれから教えてあげていただきたいなど。

だから、最後は市町村が言つても、知事がその調整をするというふうなことになると思うんですけれども、つけても、この辺の調整についての相談というのもこれでできないと思うんだけれども、何かいいヒントというか、そういうふうなことでもどんなんこれから教えてあげていただきたいなど。

私は、協議会をつくったとき、商工会議所のメンバー、この中にも場合によってはディベロッパーの方はいらっしゃるかも分からぬ。それで、それ以外にまた新たな都市計画につけたディベロッパーの人も参加するかも分からぬ。そういうふうなときに、いわゆる公でありながら民が中心になることというのは、公的な予算をいただきながらも、もう十分これ考えられるんで、これについての

がもう十分これ考えられるんで、これについての

す。

また、今回の改正が大規模集客施設の立地について都市計画の手続を得て判断すると。大規模集客施設についてやられる場合には、都市計画審議会におきまして、これまで消費者の視点というような観点は余り国としても言つてはおらなかつたわけでございますが、消費者の視点が反映される委員構成とすべき旨を地方公共団体に徹底していきたいと考えてございます。

このような手続を通じまして、開発事業者の都市計画提案に対しまして公正中立性が担保されるんではないかと考えております。

○佐藤雄平君 時間も迫ってきましたけれども、最後、やっぱり大臣、この間、パリアフリーのまちづくりとか、それからまた、今商店街の活性化のまちづくり、もう本当に町については多岐な要望が、要請があると思うんです。そういうふうな中でのこれから国交省としてのまちづくり、この辺の一つのコンセプト、もう一つはその理念、そのことをお伺いして質問に代えさせていただきます。

○國務大臣(北側一雄君) 今日の午前中の御議論にもありましたけれども、我が国社会が本当に今大きな変化のときにあると思っております。昨年から人口減少社会に入りました。これから相当長い期間人口減少が続いてまいります。今どう少子化対策を取らうとも、これは変わりません。また、本格的な高齢社会もまさしくこれから到来をするわけでございます。一方で、我が国経済が経済のグローバル化の中で、一方で競争力を維持強化しなりやしないところもあるわけですね。競争力を維持していかなければ、逆にこの人口減少や高齢社会の中で我が国社会がますます沈んでしまうということになるわけで、一方では競争力の強化もしていかなければならない、この二つの要請があると思います。さらに、環境とか景観とか、そういうものが非常に重視される時代になつてきております。

そういう意味で、今本当に、かつて私はなかつてございましたが、この中年の友人とかで最近、いわゆるピッグスターというんでしようか、大変に

た大きな急激な変化の中に我が国社会があるわけ

でございまして、これが我が国のこれからまちづくり、さらには、委員が常々おっしゃつておられます国土の計画、ビジョン、そういうものに反映してくるのは当然でございまして、しっかりとそ

ういう時代の大きな変化に適合するような制度また仕組みに変えていかねばならないと考えております。

今回の都市計画法についても、そういうふうな変化に合うようなまちづくりを志向できるよう

な、そういう改正ということでお願ひをしているところでございまして、是非御理解をいただきま

して、今後、この法律に従いまして、よく市町村、都道府県と連携を取つてまちづくりを進めさせたいただきたいと考えております。

○佐藤雄平君 ありがとうございました。

○西田実仁君 公明党的西田実仁でございます。

今日は、朝からずっとこのまちづくり三法の中で

もこの都計法改正につきまして様々な議論がございました。しかし、今回、このまちづくり三法の審議に併せまして、幾つか別の法律もございま

す。衆議院でもまた本参議院でもまだその法律に

ついて議論がなされていないところで、特に私が

重要だと思うところでございますが、駐車場法の一部改正ということをまずお聞きしたいと思っております。その後、まちづくり三法の都計法につ

いても、今までと重ならないようにして御質問さ

せていただければというふう思います。

この駐車場法の改正でござりますけれども、自動二輪と言われるところが今回、駐車場法の中の車の範囲の中に入ってきたということでありま

す。

最近、東京都内やまた首都圏、また大都市圏に

おきましては、深夜勤務の若者の人たちが随分増えてきています。当然、公共交通がございま

んでオートバイで通勤をする人も随分増えています。また、私はもう青年ではなくて中年でござりますが、この中年の友人とかで最近、いわゆるピッグスターというんでしようか、大変に

大きな、昔の五十ccとかではなくて、もうちょっと二百五十とか大きなビッグスクーターという大

変に高価なスクーターを大変嗜好している、そういう友人も結構いらっしゃいます。そういう意味

では、小型二輪車に対する愛好家が増えているんじゃないかというふうに思うわけであります。

これまでこの駐車場法におきましては、先ほど申し上げましたが、自動車のうち大型自動二輪車

及び普通自動二輪車は除くといふうにされておりまして、今回改正におきましてこの駐車場法の枠内に二輪自動車も入ると、こういう改正だと

いうふうに理解しております。

時あたかも本年六月から道交法の改正がございまして、駐車違反の取締りも強化をされるというふうに理解しております。

こういう背景の中で、今回こうした駐車場法の改正が行われるというふうに理解をしているところ

であります。

そこで、まず大臣にお聞きしたいと思います。

今回のこの法改正の意義についてお聞きしたい

と思っております。

まちづくり三法を議論する中でこの駐車場法の改正といふものが入つてまいりましたので、特に

まちづくりとの関連で法改正の意義、そして当然のことながら、法が改正されますと、きちんとライダーの皆さん方が車を止める場所がないという、

そういう方々が多いわけになりますので、それを、駐車場が整備されていくと、法律を作つて改正をして、しっかりと整備をされていくとい

ういう方が多いわけになりますので、それ

を、駐車場が整備されていくと、法律を作つて改

正をして、しっかりと整備をされていくといふ

うことが当然のことながら大事になつてくるわけあります。

つまり、大臣にお聞きしたいことは一つでござります。

一つは、法改正の意義、とりわけまちづくりとの関係で御答弁いただき、そして改正した後にき

つては、ちょっと同じ、今大臣おっしゃいましたが、駐車場法ではない、自転車法のござりますけれども、駅前の放置自転車が各地で問題になつております。

○國務大臣(北側一雄君) これまで、自動車につ

いては駐車場法、そして自転車とか原付自転車につきましては自転車法があつたんですね。ところ

が、自動二輪車につきましてはそもそも制度が、制度上位置付けがなされていなかつたわけです。

ここだけが空白になつておりました。今回、駐車

場法の改正をさせていただきまして、自動二輪車も含めた積極的な駐車場整備を促進をさせていた

だきたいというふうに考えておるところでござい

ます。

町中でのやはり違法駐車が解消されまして、円滑な道路交通や安全、快適な歩行者空間が確保さ

れるということは、これはまちづくりの推進にとって非常に大切な、不可欠な私は要素である

というふうに思つております。

今回の駐車場法の改正を受けまして、市町村は自動二輪車の駐車需要を見込んだ駐車場の整備計

画の策定だと、それから附置義務条例の制定、

ある一定規模以上の建物を建てる場合には駐車場

を付けなさいよという、義務化するだと附置義

務条例の制定だと、それから自らが整備主体となつた駐車場整備など、今回の法改正を受けまし

て、市町村としてはこうした様々な対策を取つていただくことになるというふうに思つります。

国交省といたしましては、財政的な支援また技

術的な助言を通じて、こうした市町村の取組を

しっかりと支援をさせていただきたいと考えてお

ります。

○西田実仁君 是非そこは促していただき、また

いろんな整備をしていただきたいと思っております。大変に意義深い今回の改正であるというふうに思つります。

ただ、一方で国交省さんがいろいろ法改正をされて、それが本当の市町村という現場において法の趣旨どおりに実施されているかということについては、ちょっと同じ、今大臣おっしゃいましたが、駐車場法ではない、自転車法のござりますけれども、駅前の放置自転車が各地で問題になつております。

つまり、その御決意を大臣にお聞きしたいと

かというところで、実は昨年、二〇〇五年に国交省の方では道路法の施行令の改正をされました。この道路法施行令の改正で何がされたかというと、なかなか駐輪場を整備するといつても場所がない、いわゆる路外駐車場というのは駐輪場は難しい、こういうことで路上駐輪場を造れるという形にしたわけですね。特に、歩道におきまして駐輪場を造ることができると、そういう簡単にお答えください。

そこでまずお聞きしたいと思いますが、一年たちました。この歩道上の駐輪場、道路法施行令の改正による路上駐輪場の設置は今全国でどのぐらいになっているんでしょうか。

○政府参考人(谷口博昭君)

お答えをいたしました。

放置自転車対策として、道路管理者により、これまで七千九百カ所、約二百五十万台の路外の自転車駐車場の整備を行つてきました。ピーク時の半分ということになつたわけでございますが、依然として平成十五年度で約四十四万台というような不法駐車、放置駐車台数があるということでござります。

大臣の答弁にもございましたし、また委員の御指摘もございましたが、昨年、道路法施行令の改正を行わさせていただきまして、これまでの路外自転車駐車場に加えて、道路上にも自転車駐車場を整備できるということにさせていただいたところでございます。都道府県公安委員会が道路交通法に基づき、自転車のほか自動二輪の駐車を可とする交通規制を行う場合には自転車駐車場に自動二輪も駐車させることができ、自動二輪の駐車対策にも資するものと考えておる次第でござりますが、先ほど申し上げました全国の七千九百カ所のうち、自動二輪、原付駐車可は約一千三百五台でございますと約二百五十万台のうち約十四万台ということで、まだまだこれからというようなことでございます。

昨年の改正に合わせまして、地方公共団体による整備が円滑に進められるよう、平成十八年度内、今年度内を目指して設計方法等を盛り込んだガイドラインを取りまとめさせていただきたいと思います。

思つておる次第でございますし、また地方公共団体からの要望も踏まえ、道路管理者以外による路上自転車駐車場の整備を可能とする道路占用の拡充にも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○西田実仁君 ちょっと私、今御質問した範囲を

超えてかなり大きくお答えいただきましたが、その昨年の道路法施行令の改正によりまして、路上駐輪場が今全国でどのくらい設置をされているのかという御質問だったんですが。

○政府参考人(谷口博昭君)

松戸の一件だけとい

うような状況でございます。したがつて、これから一生懸命今年度中を目指してガイドラインを設置させていただきたいという答弁をさせていただきました。

○西田実仁君 正に今お答えいただいたとおり、

今一年たちまして一件、松戸におきまして我が党

の市議団も非常に熱心に取組をしていただきまし

て、この道路法施行令の改正によつた路上駐輪場

ができたわけでございます。

考えようによつては、ただ一年たつてまだ一件

しかないというのは、先ほど御答弁、局長からい

ただきましたが、実際に現場でいろんなことを私

もお聞きしますと、どう造つていいのか分からな

いという、警察との関係もあるし、もちろん今バ

リアフリーということございまして、様々造る

ことができるというように法律が変わつてもどう

造ればいいのかというところで大変に悩んでおら

れています。

○政府参考人(柴田高博君) 自動二輪駐車場の整

備についてお答え申し上げますが、自動二輪駐車

場も含めまして駐車場、自動車の駐車場の整備と

いうのは、公共セクターと民間セクターとの適切

な役割分担に基づきまして現在進めております。

この今の放置自転車の例で引かせていただいた

のは、自動二輪の駐輪場ができるという法改正が

ございましたが、これを本当にその市町村において広めていくそのためにはやはり三つの視点で私は考えなきやいけないと思つております。

一番目には、これをまずどう造るかという当た

り前のことあります。先ほどガイドラインの話

もございました。そして、二つ目には、やはりこ

の放置自転車の例で見れば、駐輪場を造るとともに、一方でこれは市町村が条例等を作つて取締りをしておりました。撤去というのをやつております。これは本来、警察行政でやるべきところを市町村に委託して市町村が行つておるわけです。この造るということ取り締まるということと、そして駐輪場そのものをどう管理するかといふこの三つの視点でこの自動二輪、せっかく法律を改正して市町村で造れるようになつていく、造ることが義務化されるということありますので、それが速やかに設置されるようにこの三つについて、さらに政府参考人によつてお聞きしたと思いますが、まずどう造るかということであ

ります。

具体的に、国交省としては、この自動二輪の駐輪場につきましてはどういうイメージをお持ちなのか。路上駐輪場というイメージなのか、路外の駐輪場というイメージなのか。そして、先ほどの放置自転車のときにもちよつと局長がお答えいたしましたとおり、分かりやすいガイドラインあるいはモデル事業、こういうのがまあ一つの典型的なだらういう見本みたいなものをお示しされるのかどうか、これにつきましてお答えいただきたいと思います。

これは、国交省さんとともに警察庁さんにもお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) 自動二輪駐車場の整備についてお答え申し上げますが、自動二輪駐車場も含めまして駐車場、自動車の駐車場の整備と

いうことは、街路事業としてやります。また、面的なまちづくりの一環として整備されるのは、まちづくり交付金等の財政的な支援、こういうものを活用することができます。

このような施策等により、自動二輪車の駐車場の整備を今後推進していきたいという具合に考えてございます。

また、路外駐車場でございますが、駐車場法における駐車場の種類として路外駐車場と路上駐車場と、失礼しました、路上駐車場の問題でござりますが、路上駐車場と路外駐車場に大別されております。御承知のとおりでございます。

上駐車場は道路の路面に一定の区画を限つて設置され、一般公共の用に供される駐車施設でございますが、路上駐車場と路外駐車場とどちらも含めまして、地方公共団体が駐車場整備計画に基づき設置するものでございます。従来は駐車場法の対象となつていた自動二輪車を除く自動車が路上駐車場の対象でございましたが、今回の駐車場法改正により自動二輪車も対象になつてしまいましました。

これらをどう今後進めていくか、路外駐車場、路上駐車場、両輪ございませんで、これらにつきまして、国といたしましても適切な支援をしていきたいという具合に考えております。

○西田実仁君 そうすると、この駐車場の設計基準作りというのはこれからだと思いますが、具体的にちょっとお聞きした方が分かりやすいので、例えば、その歩道で植栽と植栽の間を切つて、そ

して車道からオートバイがその歩道に上がつて、そこに駐輪場がいわゆる路上駐輪場として設置をされる、そこにはメーターが付いている。例え

ば、こういうイメージというのはあり得るんでしょか。

○政府参考人(柴田高博君) 道路駐車、駐車場、

道路の上、路上でございますんで交通安全との関係というのは非常に大きな問題もあるわけでございまして、具体的にどういう格好になるかということについて、ここで私も明確にこういうものは

いいんだ、こういうものがいいんだということを

なかなかお答えできるものは持つておりません

が、駐車場整備計画にこの路上駐車場を位置付け

する、あるいは設置するということについて、公

安委員会との調整というのも必要になつておりますんで、その辺とのやっぱり調整等を踏まえて進

められていくんではないかという具合に思いま

す。

○西田実仁君 警察庁さんにお聞きしたいと思

ますが、今と同じ質問でございます。そして、い

わゆるその路上駐車場の場合、それは道路の占有

施設として扱うのか、それとも附属の施設として

扱うのか、附属物として扱うのかということも含

めて、警察庁さんにお答えいただきたいと思いま

す。

○政府参考人(矢代隆義君) お答え申し上げま

す。

歩道の部分あるいは車道の一部を改築いたしま

して自動二輪車を含む駐輪の可能なスペースを設

けるという場合でございますけれども、まず私ど

も、これからいろいろ御相談をしながらというこ

とになると思うんですが、私どものイメージとい

たしましては、やはり車道側からそのまま歩道の

部分に切り込んだところに進入してそれを使つて

いうイメージを持つております。自転車の場合で

すと歩道通行可の制度がござりますので、歩道側

から入り込むというのは十分あり得るわけござ

りますけれども、自動二輪の場合にはそれは限界

がございますので、イメージとしてはそのような

構造のものという念頭でこれからいろいろ協議を

していきたいと思っております。

それから、それが附属物あるいは否かという

ことになりますが、それに至らない場合

上駐車場の外形を有する場合にはこれは附属物と

いうことになると思いますが、それに至らない場

合には、単にそのスペースがあるというだけの場

合には、これは交通規制によりまして駐車方法の

指定ということでやるようになるかと思っており

ます。

○西田実仁君 いずれにしても、先ほど放置自転

車のお話を申し上げましたが、やはり現場に行つ

て、法律が改正されそれが実際にきちっと機能

するかどうかというのと正に、国土交通省さんも

そうですねけれども、併せて警察行政の皆さんとの

協議を必ずした上でしかできないわけではござい

ます。そういう意味では、きちんと自動二輪につ

きまして速やかに、駐輪場が広まるという、で

きるということが目的で法改正をしているわけで

ありますので、そういう目的が達成できるよう

に、ガイドラインをお示しするなり、現場での協

議がスムーズに進むようなり、特に警察庁さんにはお願いしたいというふうに思います。

二つ目の、どう取り締まるかというところでも

警察庁さんにお聞きしたいと思います。

これは、六月から道交法は改正になります。そ

こでは民間への事務委託も行われるわけござい

ますが、自動二輪の取締りにつきましても民間へ

の事務委託ということをお考えになつていらっ

しゃるのか。また、自転車の場合は撤去といふこ

とにまだ軽いからよろしいのですが、これはまだ軽いからよろ

しいんですけど、自動二輪の場合は大変に重うござ

いまして、これは撤去もやはり当然、違反の場合

はするということに多分なるんだと思います。こ

の辺をどういうふうな形で考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(矢代隆義君) ただいまお尋ねの第

一点目でございますが、新たな違法駐車対策法制

の下で、これは放置車両がありますと、それに対

しまして確認標章の取付けをいたしまして運転者に対する責任追及をやりますが、反則金などを納めない場合には、その車の持ち主、使用者でございませんが、の責任を追及するという制度でございまして、これの対象は御指摘のとおり自動二輪も

含んでおりまして、具体的な事実確認の委託を

する際も自動二輪も含みましてすべて、対象車両す

べてにつきまして委託をするということにいたし

ております。

それから、二点目の撤去ということでございま

すが、これは違反が確認された場合にすべて撤去

するわけではありませんで、一つには、違法駐車の確認標章を取り付けまして関係者の責任を追及

していくと、これが一つの手続でござりますが、ただ、その駐車が非常に著しい妨害となつて

いるような場合にはこれを撤去する必要がござ

います。

それで、この場合には、これは四輪車も一緒に

ござりますけれども、警察署長がレッカー業者に

依頼し、委託し、あるいはその所定の機関がござ

いますが、移動保管機関でござりますけれども、

それに移動させるということでござりますが、そ

の際、一般的の四輪車の場合にはレッカーのための

その道具というのが広うございます。一輪車の場

合にはそれをそのまま使うことができませんの

で、それでトラックを使いまして、それが二輪車

を、すぐにはそれを取納できるような造りのトラッ

クでございますが、それを用意いたしまして、そ

れによつて撤去いたしているところでございま

す。ただ、このためのトラックを用意するのはな

かなか限界がござりますので、二輪車の違法駐車

の多いところの警察署を中心にこれが整備されて

いるところでござります。

○西田実仁君 ありがとうございます。

三つ目のどう管理するかということを簡単に

お聞きしたいと思いますが、この路上駐車場のこ

とでござります。車の路上駐車場の場合には、

メーター等の收受ですね、これにつきましては多

くの場合は交通安全協会が行つていると承知して

おります。この自動二輪につきましての今後でござりますが、どう管理するかという意味でのお金

の収受も含めてございますが、これについては

警察庁としてはどんなことをお考えになつて

でしようか。

○政府参考人(矢代隆義君) 今お尋ねのように、

路上におきます駐車でございますが、段階分けに

なつておりますので、まず路外に駐車場が非常に少

ないと、ないと、あるいは少ないということで、

その一方、駐車需要、それに応ずる必要があると

いうような場合には、一部駐車規制そのものから

除外する場合があるわけございますが、そういう

ところはかなり限られています。

それで、その次に、それでは路外に駐車スペー

スがないと、そこでやっぱり短時間の駐車をどの

ようにするかということで、今御指摘のバーキン

ゲーターでござりますと、あるいはバーキング

チケットの設備を設けまして、それによりまし

て、短時間の駐車をそれぞれ入れ替わり立ち替わ

りいろいろな車が使えるようになりますが、

それで、自動二輪車につきましても、これはその駐車枠のところに

駐車は可能でございまして、四輪車も二輪車も同

様にこれを使えるということにいたしております。

それで、その管理でございますが、これを見回

りましたり、あるいはこれは手数料をその施設で

徴収しておりますので、その回収などの管理が必

要なのでござりますが、これは、これを設置いた

しましたりますのは、各都道府県の公安委員会

でございますので、公安委員会がこれを管理し、

あるいはその手数料の収納なども行う建前でござ

りますが、現実には法律、法令に基づきまして委

託できることになつておりますので、それで、これ

は交通安全協会などの団体が多いわけございま

すが、委託いたしましたして、それで見回りを兼ねて

その管理をしていただくというふうにいたしてい

るところでござります。

○西田実仁君 いろいろと細かくお聞きしました。これも早く法改正され、道交法も厳しくなることがありますので、この自動二輪駐車場がより具体的なイメージを持つて市町村において設置していくことが必要であるという問題意識で、ちょっと細かくなりましたが、質問させていただきました。

先ほど申し上げたピッグスクリーチーに乗つて、るような人たちに御意見をお聞きしますと、そもそもが結構高価なものあります。そういう意味で、お金を払つてもきちんと駐輪をしたいという人のニーズの方が非常に多い。だけれども、するスペースがない、そういう場所がないというのが現状だというふうに思つておりますので、是非その警察、また国土交通省の方でよく協議いただきましたして、できるだけ分かりやすいその設置のガイドライン等を作つていただき、速やかに設置されますよう要請させていただきたいと思います。

そして、残りの時間でございますけれども、あと二十分ほどございまして、今回のまちづくり三法の方に話を移らせていただきたいと思いますので、警察署さん等は結構でございます。ありがとうございました。

まず最初に、この今回の都計法の改正におきまして、この都市の生活圈の中で必要なものがそろつている、医療の機関もある、教育の機関もある、もちろん役所もある、そうした都市の生活に必要な機能がほんとうに整つている、そういう歩いて暮らせるまちづくり、若しくはコンパクトシティーといふものをこれから時代は志向をしていかねばならないのです政策目標ということでございます。この都市の構造改革と呼ばれる今回の規制のある意味の強化、そして歩いて暮らせるまちづくり、こういうことが標榜されてございます。

午前中から大臣からいろいろとございましたが、例えばイギリスでもこうした集約型の都市をつくるということに当たつては、環境保全などを非常に皆が共有した政策目標として、そこを目的にコンパクトシティーがつくられています。あるいは、青森市長の話も、衆議院の方で参考人で出ておられた議事録を読みますと、やはり雪ということが一つのみんながその地域に住む人たちの共有の感覚として、コンパクトシティーをつくつていくということに共通の意識を持つてい

る。

私はここで問いたいのは、今回の法、まあ規制強化でございます。郊外に大規模集客施設の立地を規制するという、具体的にはそういうことなんですが、その地に住む多くの住民が納得する明確な政策目標を立てていかないと、なかなか絵にかいたもちで終わってしまうかもしれないという意味で、大臣にお聞きしたいのは、まず初めに、この今回の法改正の政策目標、要するに何のためにございますが、恐縮ですが、お答えいただければと思います。

○國務大臣(北側一雄君) これまでの都市というのは、人口が増加する、また都市に人口が集中していくという中で都市が拡大成長していく、都市の外郭がどんどん広がっていくと、こういうまちづくりであつたと思うんですね。いよいよ人口減少時代に入る、本格的な高齢社会が到来する、そういう中にありますように自分の居住をしていくといふ生活圏の中で必要なものがそろつっている、医療の機関もある、教育の機関もある、もちろん役所もある、そうした都市の生活に必要な機能がほんとうに整つている、そういう歩いて暮らせるまちづくり、若しくはコンパクトシティーといふものをここから時代は志向をしていかねばならないのです政策目標ということでございます。この都市の構造改革と呼ばれる今回の規制のある意味の強化、そして歩いて暮らせるまちづくり、こういうことが標榜されてございます。

午前中から大臣からいろいろとございましたが、例えばイギリスでもこうした集約型の都市をつくるということに当たつては、環境保全などを非常に皆が共有した政策目標として、そこを目的にコンパクトシティーがつくられています。あるいは、青森市長の話も、衆議院の方で参考人で出ておられた議事録を読みますと、やはり雪ということが一つのみんながその地域に住む人たちの共有の感覚として、コンパクトシティーをつくつしていくということに共通の意識を持つてい

バクトシティー、都市機能が集積されたまちづくりを私は目指していかにやらない、今回、そういう趣旨で法改正をお願いをしているところでござります。

○西田実仁君 今お話をございました、歩いて暮らせるまちづくりということを目指していく、そういう法改正の政策目標。

私は一つ政府参考人の方にお聞きしたいんですけれども、今回、いわゆる中心市街地から郊外に向けて、これまでの現行法ではどちらかというところまで行くほど緩くなつてくる、規制がですね。それを今度逆にして、外に行けば行くほど厳しくて、だんだん中に行けばある意味で活性化のために緩くなると。そういう基本的なベクトルの正に百八十度の転換を図ろうとしている法改正だと思います。一方で、しかしながら、先ほど来から御議論ございましたが、その地域の選択可能性は決して低くさせないんだと。地域の選択可能性は高い。その地域の選択権を今言ったよことと、しかし国としての政策誘導を今言ったような形で百八十度変えていくことと、ここはどうなんだというのは、どちらに軸足を置くのかということは大変大事だと思います。

というのは、旧まちづくり三法でも、地方自治体の意思というか、そういうことを大変重視していこうじゃないかと。こういう考え方で、重視したがゆえに目先の雇用とかやはり税収とか、そういうことを考えましても、都市がどんどんどんどん拡大をしていくというのではなくてやはり都市が郊外に、都市といいますか、住宅地ができ、大規模集客施設ができるというふうな環境だつたということだと思います。法整備も含めてですね。

そこで、お聞きしたいのは、今申し上げたところでお聞きして、結局どつちなんだということをございます。

○政府参考人(柴田高博君) これは大臣の方からもただいま御答弁されたように、何度も答弁して

いるところでございますが、これまでのまちづくりというのは、やはり人口が激的に大都市に集中してきて、それをいかにうまく、それらの集中してきた人口を快適で安全な都市環境として受け入れていくかということを前提として、都市が拡大するという状況の中でつくられてきたということです。

しかしながら、ここに来て大きくシフトしていく必要があるだろうと。そういう意味では、はつきりと、これまでの拡大していたものを中心地へもう一度、再度導いてくる、あるいはコンパクトにしていくことが主でございます。

そういう意味で、大規模集客施設等につきましては、原則、これまででは立地できたものを原則抑制、禁止と。ただし、地域の実情等に応じましては大規模集客施設が必要であろうというふうな制限もあるでございます。いろいろなニーズもあるでございますから、そういうものが出てきたときには、都市計画という手続、住民の入られた公正、透明な手続でもってそこは審査しようと。これまでは何の審査もなく、まあ自由にとておりましたけれども、少なくとも立地する場合であればそういう手続に乗つかつてやっていただこうという具合に考えておられるところでございました。

○西田実仁君 国の意思としてはやはりそれはもう原則禁止なんだという、そういうまちづくりを目指していくんだということだというふうに理解いたしました。

そこで、先ほど大臣もお答えいただきましたが、持続可能な都市、町をつくっていく、人口減少また高齢社会に応じた町をつくっていく、こういうことを考えていくと、郊外に大型店を立地した方がいいという、またそれができるよう環境だつたということだと思います。法整備も含めですね。

ことがやはり勝負だろうというふうに思つんですね。結局、首長の皆様方は選挙で選ばれているわけでありまして、そこに住んでいる地域住民の人たちとそういうことが共有できないとどうしても、全くできないのであれば別ですけれども、先ほどおっしゃつていたように、郊外につくろうと思えばつくれないわけでもない、手続を踏めばつかれないわけではない。そうなると、じゃ、せつからく先々を考えてこういう中心市街地にしていくこうというような政策誘導が全く効果を現さなくなつてしまふと。

今現状はどうかというと、例えばこれは経済産業省の流通政策課、小売店舗等に関する世論調査で出されておりますが、今後の町の在り方というアンケートを取られておりまして、郊外に住んでる人もまた中心部に住んでる方も、町の中心部にぎわいを維持する、取り戻すようにすべきという人が三割から四割弱ぐらいいらっしゃるわけですね。一方で、中心部でも郊外でもいずれもよいけれども、どちらかに集中してにぎわう場所をつくつてくれと、別に今の中心市街地でなくともいいと。先ほど来ましたけれども、郊外でもいいから、いずれにしてもどこかにそういうものをつくつてほしいと。あるいは町の郊外部を中心開発をしてほしいと。この町の郊外部を中心開発をしてほしい、あるいはどっちでもいいけど、とにかくにぎわいの場所をつくつてほしいといふ人たちは、あるいは今までいいといふ人たち、これ全部足していくと、結局残りですの

で六割近くみんないる。こういう現状は現状なんですね。これをでもこのままじゃ持続可能じゃないよということで、政策目標を掲げてそれを共有していくことが大事だと私は思つております。

また、現状ではやはり地方に行けば行くほど車の台数は当然多い。そういうような状況の中で、とりわけ郊外に住んでる住民の皆さん、この方々が納得するようなやり方をしていかなきゃい

ことがやはり勝負だろうというふうに思つんですね。

けない。

中心市街地は、一応、今回の中活法の中では

それが、便利だと思ってるから住んでるわけ

であります。

市町村一中心市街地という経済省さんの方では定義としてお考えになつてますので、そうすると、郊外にやはり住んでる人たち

が、便利だと思ってるから住んでるわけです

から、中心市街地に行くよな、そういう交通体

系をやはりつくつていかなきやいけない。これは衆議院でもたしか富山の市長さんがおっしゃつてましたと思います、LRTをつくつておられる。そ

うしたことを通じて市内のどの地域からも中心部にアクセスしやすい環境をつくる。今、郊外の住んでる人たちが感じててるメリット、これを超えるような、やっぱり中心部に行つた方がいいと

いう、そういう環境をやはりつくつていかない

と、今国交省さんの方でお考えいただいている政

策目標を共有するということにもならないんでは

ないかということを私は思つわけござります

が、いかがございましょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 都市の郊外部でもう既に新しいおうちを造られ、そこに大規模集客施設等が立地、既にしてるというようなところの皆さんは、その大規模集客施設、あるいは郊外に住むということは事実だらうと思ひます。

ただ、これが本当にどこまで続くのかという議論、先ほどからずっとしているわけでござりますが、かなり、もう既に早くできたニユータウン等のケースを見てみると、多摩ニユータウンにしてもどこにしても、古いニユータウンがやはり今問題になつています。若者、子供たちが出ていつてしまつて、お年寄りだけが取り残されている。ニユータウン自身はかなり大きいんですねけれども、購買力がなくなつてきたのでそこにあるお店も併んでしまうというようなケース等もありまして、結果、そこに住んでおられる高齢者の皆さん

が大変お買物に行くのにも不便な状況を來してい

るという状況も出でているわけでございまして、現

在、町が新しい、町が新しくて若い人たちが住ん

でおられる、その限りにおいてはいいんだろうと

思います。便利なんだろうと思ひますが、長中期的に見たときに、やはり同じような問題点が、そういうような現在は便利だと思われている地域に

も来るんではないだろうかと。

そういうことを総合的に考えまして、やはり長

期的、中長期的な観点から町というものはどうあ

るべきかということを考えたときには、やはりに

いたと思います、LRTをつくつておられる。そ

うしたことを通じて市内のどの地域からも中心部にアクセスしやすい環境をつくる。今、郊外の住んでる人たちが感じててるメリット、これを超えるような、やっぱり中心部に行つた方がいいと

いう、そういう環境をやはりつくつていかない

と、今国交省さんの方でお考えいただいている政

策目標を共有するということにもならないんでは

ないかということを私は思つわけござります

が、いかがございましょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 都市の郊外部でもう既に新しいおうちを造られ、そこに大規模集客施設等が立地、既にしてるというようなところの皆さんは、その大規模集客施設、あるいは郊外に住むということは事実だらうと思ひます。

ただ、これが本当にどこまで続くのかという議

論、先ほどからずっとしているわけでござりますが、かなり、もう既に早くできたニユータウン等のケースを見てみると、多摩ニユータウンにしてもどこにしても、古いニユータウンがやはり今問題になつています。若者、子供たちが出ていつてしまつて、お年寄りだけが取り残されている。ニユータウン自身はかなり大きいんですねけれども、購買力がなくなつてきたのでそこにあるお店も併んでしまうというようなケース等もありまして、結果、そこに住んでおられる高齢者の皆さん

が大変お買物に行くのにも不便な状況を來してい

るという状況も出でているわけでございまして、現

在、町が新しい、町が新しくて若い人たちが住ん

でおられる、その限りにおいてはいいんだろうと

思います。便利なんだろうと思ひますが、長中期

的に見たときに、やはり同じような問題点が、そ

ういうような現在は便利だと思われている地域に

も来るんではないだろうかと。

そういうことを総合的に考えまして、やはり長

期的、中長期的な観点から町というものはどうあ

るべきかということを考えたときには、やはりに

いたと思います、LRTをつくつておられる。そ

うしたことを通じて市内のどの地域からも中心部にアクセスしやすい環境をつくる。今、郊外の住んでる人たちが感じててるメリット、これを超えるような、やっぱり中心部に行つた方がいいと

いう、そういう環境をやはりつくつていかない

と、今国交省さんの方でお考えいただいている政

策目標を共有するということにもならないんでは

ないかということを私は思つわけござります

が、いかがございましょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 御指摘のとおりでございまして、中心市街地活性化、中心市街地の活性化、まちづくりと交通手段の在り方はどうあるべきかということを考えたときには、やはりに

いたと思います、LRTをつくつておられる。そ

うしたことを通じて市内のどの地域からも中心部にアクセスしやすくすることによって、車

がなくとも、自家用車が運転できなくても都市の

便益、にぎわいというものを享受できるというよ

うなまちづくりが必要だらうと思ひますし、その辺は郊外に住んでおる皆さん方に対してもいろんな観点で御理解賜るような努力をしていかなくちゃいかぬと思ひますし、中心市街地、疲弊している中心市街地では、中心市街地活性化協議会もできるわけでござりますので、そういうところでも当然議論もされるわけでございまし、町全体としてもういうまちづくりをやっていくかといふことを、やはりまちづくり協議会もございますし、いろんなところでやつぱり議論が進められていく必要があるのでないだらうかなと思つております。

今は良くても、決して将来それがいいといふことは限らないということはもう現状出てきている

ということも我々本当に重要なちやいかな

ねのではないかと思つております。

今は良くても、決して将来それがいいといふこ

とは限らないということはもう現状出てきている

ということも我々本当に重要なちやいかな

ねのではないかと思つております。

今は良くても、決して将来それがいいといふこ

とは限らないということはもう現状出てきてい

るということも我々本当に重要なちやいかな

ねのではないかと思つております。

今は良くても、決して将来それがいいといふこ

とは限らない

こと

は

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

い

う

な

と

う

を策定する地方公共団体へ、計画、調査をおつく  
りになる調査費に對しまして支援をするというこ  
ともいたしてございまして、これらによりまして  
都市交通戦略の策定とそれに基づく総合的な都市  
交通政策の推進が図られるよう適切な政策を進  
めてまいりたいと考えておりますし、また、社会  
資本整備審議会の都市計画部会の中に都市交通・  
市街地整備小委員会というものを設けておりまし  
て、そこでもこの集約型都市構造を支えるための  
都市交通の在り方について現在御審議をいただい  
ているところでございます。これらの結果を踏ま  
えて適切な対応をしていきたいと考えております。

○西田実仁君 先ほど申し上げた、郊外型の大型  
店の立地を規制していくことが即中心市街  
地の活性化にならないと、これはもう今まで随分  
議論がございました。一方で、郊外に住んでいる  
人たちが、今のことがずっと続くとは思つていいな  
いのかもしれません、取りあえず今は満足して  
いる人が結構多いと、でもこれは変えなきやいけ  
ないんだと、こういうお話をございました。

人たちは、今のことがずっと続くとは思つていいな  
いのかもしれません、取りあえず今は満足して  
いる人が結構多いと、でもこれは変えなきやいけ  
ないんだと、こういうお話をございました。  
となると、私は、冒頭大臣が政策目標をお示し  
いたきました、その政策目標の達成する期間と  
いうのは、時間というものはそう長くはないとい  
うふうに私は思っています。つまり、郊外に住んで  
いる人たちが、そこに大型店の立地を規制してい  
くという規制強化が行われる、一方で中心市街地  
を活性化していくかぎやいけないと、こういう両  
面をしていくときには、規制をしたことに  
よつて中心市街地がより活性化していくとい  
うスピーチがそんなに何十年もたつてもどうに  
もならないというのでは、これはもう多分、郊外  
の人たちも、先を見てといつてもなかなか、皆さ  
んのように何か計画を立ててあるわけじゃありま  
せんので、住んでいて今いいということであれば  
なかなか、何のために法改正したんだという話に  
もすぐなつてしまふ。その声がそのまま首長に行  
っててしまう。こういうことになりはしないかと

いうことで、御質問したいのは政策目標達成まで  
の期間でございます。目標、つまり中心市街地を  
活性化していく、中心市街地活性化法、この旧ま  
ちづくり三法の見直しを七年たつて今回やつて  
いるわけでございますので、都計法の見直し、見直  
しというか、その政策目標を達成させていくため  
にどのぐらいでやつていくのか、太体のめどです  
ね、何年ぐらいで成果を出していくのか、ここに  
ついてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(柴田高博君) これまでの中心市街  
地活性化法、現行の、に基づく市町村がお作りに  
なります基本計画ではターゲットとすべき時間、  
期間というものはなかつたわけでございますが、た  
だし、この計画期間でございますが、これはなかなか  
難しいところがあろうかと思います。長期的に事  
業をやっていく部分もあれば短期的にかなり急い  
でやっていく部分もあるうかと思ひますが、た  
だ、今御指摘のように、そういう意味で、各市町  
村ごとに中心市街地の状況やまた重点的に実施さ  
れる事業の内容も異なるということから、国が一  
律何年と言ふわけに、示すわけにいかないと思ひ  
ますが、まずは市町村が地域の実情に応じて、例  
えば三年とか五年とかいう間に、少なくともこの  
間にはこういうものを打ち出していくというよう  
な目標、ターゲットを決めていくことがやはり必  
要であろうというように考えております。

また、基本計画の目標につきましては、明確な  
数値目標というものをやつぱり入れていかない  
と、やつた成果が本当に上がったのかどうかとい  
うのも全く分からないと、いうこともございますの  
で、今後新たに設置されます中心市街地活性化本  
部におきまして基本計画の進捗状況の評価、確認  
等を行うなど、中心市街地活性化施策の実施状況  
についてチェック・アンド・レビューを実施して  
いくということを考えております。

どういうような目標かということでござります

けれども、例えば歩行者の通行量はどれくらい増  
えたのかとか、居住人口がどういう具合になつた  
のかとか、事業所数だとか事業者数だとか年間小  
売販売額はどうなつたかというようなことをやつ  
るわけでございますので、都計法の見直し、見直  
しというか、その政策目標を達成させていくため  
にどのぐらいでやつていくのか、太体のめどです  
ね、何年ぐらいで成果を出していくのか、ここに  
ついてお聞きしたいと思います。

○西田実仁君 今申し上げたよな、必ずしもこの  
掲げている政策目標が、現時点で全住民が、多  
くの住民がすぐにああそくかつて分かるほど、何  
というか、状況にはまだないわけでありますけれ  
ども、でもそういう方向を目指さなきやいけない  
という、それは私もそう思いますので、そこはや  
はり成果を見えやすく、別に一〇〇%成果出さな  
くとも、今おつしやつたように、ここまで行つ  
ておられるというようなことをしっかりと住民の方に  
お示ししながら施策を進めていくことが大変大事  
であると、それが所期の政策目標を達成すること  
に直結するというふうに思つておりますので、よ  
ろしくお願いしたいと思います。

ほかに残り、時間がちょっとなくなつてしまい  
まして質問できずに、来ていただいたのに申し訳  
ないわけでござりますけれども、ここで終わりた  
いと思います。ありがとうございました。

○小林美恵子君 日本共産党的小林美恵子でござ  
います。

今回の改正案は、一万平米の大型店の立地を第  
二種住居地域、準住居地域、工業地域、そして都  
市計画区域、準都市計画区域内の用途地域の指定  
のない非線引き地域を原則立地不可とするものに  
なっています。

立地不可というふうになつておられる立地不可とい  
う点においては、拡充されている点で一定規制されて  
いるというふうに思ひますけれども、私はこの点  
で幾つかお聞きしたいと思いますけれども、まず

○政府参考人(柴田高博君) 国土全体の区域の幾  
らかということでおられます。しかし、ちょっとかみ砕  
いて申し上げますが、まず都市計画区域内の十二  
の用途地域のうち、現行は、準居住地域等の六つ  
は原則として現行、可能でございます。市街化調  
整区域におきましても大規模な開発があることに  
よつて許可できる基準が設けられておりますなど  
とおなつてございます。

○西田実仁君 今回の改正によりまして、これが商業地  
域、近隣商業地域、準工業地域以外の用途地域で  
は立地できない。それから、いわゆる白地地域へ  
は立地も立地できません。市街化調整区域におきま  
しても、大規模な開発であることにより許可できる基準も廃止することにはしております。

これらによりまして、延べ床面積一万平米超  
の大規模店舗の立地制限がなされる地域の面積の割  
合は、都市計画区域について見ると逆に約九割超  
が立地できなくなります。これを国土全体の面積  
に対する割合で見ますと、都市計画区域は先ほど  
申しましたように四分の一、国土面積の四分の一  
でございまして、約二三%で立地が制限されま  
す。都市計画区域の九割強、国土全体の二三%。  
なお、さらに、都市計画区域外におきまして  
も、今回の改正によりまして、準都市計画区域に  
ついて都道府県が農地を含めた土地利用の整序及  
び環境の保全が必要な区域を広く指定できること  
としておりまして、これによりまして都市計画区  
域外におきましても、準都市計画区域が広く指定  
されることによりまして、大規模集客施設の立地  
を制限することができます。

○小林美恵子君 今御説明いただいたんですけれ  
ども、私はお手元に資料を配付をさせていただい  
ております。

それで、説明していただいたのを、大体配付しました中身になつていいかと思いますけれども、それを更に御説明があつたようにも思いますけれども、まあそういう御説明はございましたけれども、基本的に言いますと、この都市計画の関係で規制が掛かるのは国土全体では四分の一ですね。都市計画区域では九割を超えるという話でございました。

逆に言いますと、例えば七五%，国土全体では例えば七五%ありますとかいう点でいくとまだまだ残っているわけで、私はこれで本当に大型店の規制の強化の効果があるのかなというふうに思っていますけど、この点いかがですか。

○政府参考人(柴田高博君) 都市計画区域の中に

つきましては、以上、先ほど御答弁したとおりの規制が掛かるわけでございまして、それから先ほども御答弁申し上げましたが、都市計画区域外におきましても必要に応じて、まあ要件はございま

すが、都道府県が農地を含め土地利用の整序及び環境の保全が必要な区域を広くすることができます

といふ具合にしてございまして、それから現実的には日本国見ていただきまして、我々住んでいる

わけだから分かりますように、都市計画区域外と街地活性化という観點から見た場合、特に地方都

市におきましては、準工業地域に大規模集客施設

が立地した場合の中心市街地の影響が大きいとい

う具合に考えられておりますので、都市計画法で

は準工業地域について大規模集客施設の立地を制

限しませんが、中心市街地活性化法の改正により

まして、中心市街地への支援策、これはもう強化

することにいたしておるわけでございますが、この支援策を実効あるものとするため、地方都市に

おいてはこの中心市街地活性化法に基づく基本計

画の大臣認定に当たりまして、準工業地域におき

まして特別用途地区を活用し、そこを特別用途地

区を張つていただいて、都市計画において張つて

いただきまして大規模集客施設の立地規制を行うことを要件という具合に考えております。

○小林美恵子君 私、今の御答弁聞いてもまだ分

からないんですけど、どうしてその三大首都圏で

され、政令指定都市ですね、そこはなぜ外されるのですか。

〔委員長退席、理事山下八洲夫君着席〕

○小林美恵子君 では、お聞きしたいんですけど、この間、一万平米を超える大型店が都市計

画法で定めた用途地域のどこに出店してきたかと

いうことなんですか、地方都市でいります

と五五%、三大首都圏でいりますと七〇%は商業

地域と準工業地域でした。しかし、今回の改

正案では、準工業地域は規制の対象外になつてい

ると私は理解をしています。

○政府参考人(柴田高博君) 冒頭申し上げました

ように、準工業地域というのは多様な用途の混在を許容するそもそも地域でございますということです

と、それから中心市街地の観点からいえば、もちろん三大都市圏あるいは政令指定都市、全く影響

ないということはございません。ないということでは

とは言えないと思いますが、場所によってです

ね、思いますか、特に問題となるのは地方都市で

あるということであるので、地方都市においては

厳密に、厳密にといいますか、支援をする場合に

は準工業地域について規制をしていただこうとい

うことを求めているわけでございます。

○小林美恵子君 私がなぜそこにこだわるかとい

いますと、準工業地域での規制が、例えば政令指

定都市であつても三大首都圏であつても、行われ

れば救われる小売商店の方々がいるということを

私はこの場で伝えたいたいと思うんです。

そこは大阪市大正区でござりますけれども、大

阪市が埋め立てた土地をアーフランドサカモトと

いう大型店の誘致が決定されました。十ヘクタ

ルです。地元の小売商店の皆さんには、もう本當

に、今でも商店街、空き店舗が増えて活気がない

上に、ここに大型店がどんどん来ると死刑宣告だと

いうふうにおっしゃっているんですね。大型店の

出店の住民の反対運動というのでは、それこそ御商

店だけじゃなくてお住まいの方々も含めて住民の

反対運動が広がっています。この土地は正に準工

業地域なんです。

私は、ここで大臣にお伺いしたいと思いますけれ

ども、ここに規制も掛けないで小売商店を追い

出するような法改正が本当にいいと大臣お考えで

しょうか。

○国務大臣(北側一雄君) 今回の都市計画法の改

正是商業調整をするわけではありません。郊外への立地について、これまでの考え方、原則と例外

とを転換していくという、立地に関して規制を

していくということでございます。

先ほど柴田局長から答弁があつたとおりでござ

いますが、この三大都市圏及び政令市におきまし

た、にこういうふうに書いてあります。

そこで、日経グローカルにこういうふうに書い

てありましたことを紹介をしたいと思うんですけど

とも、効果はこの間でいくと十分じゃないという

ことを私は御指摘申し上げたいと思うんですね。

それで、日経グローカルにこういうふうに書いて

あります。

私は、この日経グローカルを読みまして、経團連

の要求を受け入れて、小売商店は泣かしていくという、こういう政府の姿勢というのはやっぱり改めていただきたいということを強く申し上げておきたいと思います。

次に、立地が規制される大型店の規模要件についてお伺いします。

〔理事山下八洲夫君退席、委員長着席〕

今回の改正案でも、この規模は一万平米を超えるものになっておりまして、三千平米を超えるものには規制が掛かりません。その結果、三千平米を超えて一万平米以下という大型店というのは、都市計画区域内で立地が可能なのが五割近くあると思うんですね。私は、この点でも規制を掛けたと言えるのかとお伺いしたいんですけど、この点はいかがですか。

○政府参考人(柴田高博君) 今回の改正では、床面積が一万平方メートルを超える店舗等の大規模集客施設は規制対象といいたしてございますが、これは広域からお客様を集められるわけですし、都市構造はインフラに一万平米を超えると非常に大きな影響を及ぼすおそれがあるということでございます。店舗、劇場等の大規模集客施設については、床面積が一万平米を超えると、広域から多数のお客さんを集めまして、周辺道路の交通量を増大させて混雑度を助長させます。これにより交通渋滞を急激に増加させ、周辺地域において環境の悪化が生じるというようなこともあります。そこで、そういうような観点等からこれらを規制することにいたしているわけでございます。

一方、一万平方メートル以下の施設につきましては、地域住民の日常生活に必要な中小規模の店舗まで含まれるということから、今回の改正による規制の対象とはしておりませんが、必要である場合には、大臣御答弁いたしましたように、特別用途地区や特定用途制限地区的指定、これがなくなるわけじゃございませんので、そういうことも、指定によって規制することももちろん可能でございます。

いずれにしても、規制でござりますのでどこか

で線を引かなくちゃいけぬと、で、一万平米で引いたと、そのときの理由はそういう意味でござりますということをございます。

○小林美恵子君 この場合も特別用途地区で制限ができるようになっていますというお話をなんですが、その仕組みというのは先ほど申し上げた極めて不十分なものだということを改めて強調したいと思うんですけれども。

そこで、ちょっとお聞きしますけれども、トータルでいいますと、例えば三千平方メートルを超えて一万平方メートル以下の大型店の立地状況といふ

そして一万平米を超える大型店の立地状況といふ

ますのは、この間のトータルと、それから九六年から二〇〇四年でいきましたらどれくらいの件数になっているんでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 出店の状況、延べ床面積三千平米以上の開店時期別立地状況を申しますと、平成八年から平成十六年で見てみると、三千平米以上が三千二百七十九、一万平米以上が一千五百十という状況になつてござります。

○小林美恵子君 三千二百七十件の中に多分一千五十件が含まれているというふうに思つんではよ

ね。

ですから、単純なあれでいきますと、自分で申

し上げますけれども、いわゆる三千平米を超えて一万平米以下というのは、立地は、トータルでい

くと四千五百六十六件になつて、この間の九六年からでいきますと二千一百二十九件です。一万平

米を超えるものは、トータルでいきますと二千五百六十件、九六年からでいくと一千五十件で

す。つまり、そのこともこちらの表でトータルの部分は書いてあるんですけど、要するにどちら

も、各國を見ますと、例えばフランスであれドイ

ツであればアメリカであれ、こういうまちづくりの

計画の中に大型店や小売大資本の横暴な事業活動

がまちづくりを破壊している実態というの

はございました。しかし、私はいいますけれども、

社会的影響に関する審査項目を追加してほしいと

いうことで希望されていることも私は厳格に受け止めさせていただいているというふうに思つんで

ございます。そこで、少しあり難い結果になつております。

○小林美恵子君 でも、元々まちづくりに及ぼす

影響の大きさは、この日本商工会議所を始めとする各方面からいたいたい御意見、さらには社会資本整備審議会での議論も踏まえまして、一つには、

そこで、少し経済産業省にお聞きしますけれども、実は私、昨年の四月の決算委員会でも大型店について取り上げさせていただきました。当時の

中川大臣は、「今のまちづくり三法は、特に大型店舗に対するのまず規制という前提に立つていな

ます。

それを申し上げて、次に質問を移らせていただきますけれども、開発許可にかかるお伺いします。

二〇〇五年の七月なんですが、また御要望はその後も出

ます。そこで、大型店規制のための要望の中には、都

市計画区域の内外を問わず、一定規模以上の開発

案件の開発許可において、現行の技術基準の審査

項目に加え、まちづくりに及ぼす社会的影響に関

する審査項目を追加するという要望がございま

す。

これは都市計画の改正の中で言われている要望

なんですが、今回改めていわゆるこの要

望のまちづくりに及ぼす社会的影響に関するとい

うこととは、私は反映されていないというふうに思つてますけど、なぜ反映をしていないのか、これ

はいかがでしょうか。

○政府参考人(柴田高博君) 日本商工会議所等の

御要望には、無秩序な郊外開発が後を絶たないこ

とから、開発が原則自由となつて現行の法体系を抜本的に改め、都市計画区域の内外を問わ

ず、あらかじめ定められたゾーン以外では一定の手続なしに開発できない制度とすることを基本と

して様々な御提案をなされたもので、御指摘の項

目もその中の一つであると理解しております。

今回、改正案を、お願いしております改正案に

つきましては、この日本商工会議所を始めとする

各方面からいたいたい御意見、さらには社会資本

整備審議会での議論も踏まえまして、一つには、

そこで、少しあり難い結果になつております。

この点はやつぱり私は日本の都市計

画の改正の中でも取り入れてもいいんじゃないか

というふうに思つんで

ます。



○政府参考人(柴田高博君) このようなコンパクトな歩いて暮らせるまちづくりを実現していくためには、まずは一つは、中心市街地におきます各種の取組に対する支援策というものが必要にならうかと思います。さらには、郊外におきます都市機能の適正な立地がコントロールできる、そのための仕組みが必要であると考えてございます。

具体的には、支援という意味では、中心市街地活性化法においては、やる気のある中心市街地を重点的に支援するため、基本計画を内閣総理大臣が認定することにいたしてございます。そして、平成十八年度に創設されました暮らし・にぎわい再生事業、中心市街地共同住宅供給事業、まちづくり交付金など様々な支援策を重点的に実施したいと考えております。

また、都市計画法では、広域的な都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、これまで広く立地が可能とされておりました原則を逆転させまして、立地をいつたん制限したことで、立地に当たつては都市計画手続を経させることで地域の判断を反映した適正な立地を図ることといたしてございます。これら施策が車の両輪となつて、中心市街地の活性化が図られるものという具合に考えております。

○渕上貞雄君 中心市街地の活性化には、個人商店の魅力を増進するような施策を講ずる必要があると考えますが、中心市街地の活性化法の改正と大規模集客施設の立地規制によって既存の中心市街地の活性化に十分な効果が期待できるかどうか、お伺いいたします。

○政府参考人(柴田高博君) ただいま御答弁いたしましたように、まず中心市街地活性化法では、やる気のある市町村を重点的に支援していきたいと考えております。市町村が作ります基本計画を内閣総理大臣が認定すると、国が一丸となつて取り組んでいきたいという具合に考えておりまし

て、先ほど言いました各種支援のための事業で

もって重点的に支援策を実施してまいりたいと思つておりますし、また都市計画法の改正では、大規模集客施設について、郊外部に広域的に拡散していくことを制限し、できるだけ元の中心市街地に入つてきていただくというようなことを進めていきたいと考えておりますし、また病院、学校等の公共公益施設につきましても、これまで何の規制もございませんでしたが、今は開発許可の対象とすることによりまして、これらの機能ができるだけ中心部に立地できるよう

な形にしていきたいという具合に考えてございます。

これらの施策を講じることによりまして、都市機能の無秩序な拡散に歯止めを掛け、地域の創意工夫を生かしながら、生活、それから活動、交流の拠点として中心市街地が再生し、商業などの経済活動が活発に行われ、生活に必要な様々な都市機能がコンパクトに集積した歩いて暮らせるまちづくりが実現するということを期待いたしております。

○渕上貞雄君 法案とは少し逆説的な質問になる

かと思いますが、日本の社会は、やはり今、自動車依存型の社会になつてゐると思います。今回の改正は、大規模集客施設の郊外立地を規制するものであり、郊外居住者や自動車を利用した大規模

施設の利用者のニーズに沿つていいないとわざりであります。

○渕上貞雄君 今後、特に地方都市においては鉄道やバスを有効に利用したネットワーク形成が重要となつてくると思いますが、まちづくりを進め

る上での公共交通機関をどのように位置付けておられるのでしょうか。また、使い勝手の良い公共交通機関にするためにどのような施策をお考えなのでしょうか。その場合、支援措置をも講じるようにお考

えなさいとお伺いをいたします。

○政府参考人(柴田高博君) 歩いて暮らせるコン

パクトなまちづくりの実現のためには、交通システム、どのような交通システムが必要かというこ

とは非常に密接不可分な関係にございます。都市内の公共交通機関は、都市内交通の円滑化に寄与するとともに、交通弱者にも優しく、またエネルギー効率からも優れたものでございます。まちづくりの観点からその普及を図る必要があるという具合に考えております。

こうしたことから、国土交通省におきましては、都市モノレールやしR.T.、次世代型の路面電車等の都市内の公共交通機関を都市の装置という具合に位置付け、様々な助成措置も講じて支援を行つてきたところでございます。

いだらうと、先ほど言いましたいろんな都市を取り巻く課題が出てくるんではないかと考えております。そのために、今回の改正は、長中期的な観点から都市をどう考えていくかということで、都点から都市をどう考えていくかということで、都市全体の暮らしやすさを確保するという観点からやろうとするものでございます。

郊外居住者の生活の利便についてでございますが、今回改正によりまして新たに制限を行う施設は延べ床面積一万平方米を超える大規模な施設を対象といたしております。一万平米以下について、これは日常生活のために必要な食料品、日用品を扱うスーパー等でございますが、このようなものについては規制の対象ともいたしておらないわけでございまして、郊外居住者の日常生活の身の回りの買物の利便がこれによつて大きな影響を与えるということ、直ちにはそういうことにならないんではないかと考えております。

○渕上貞雄君 今後、特に地方都市においては鉄道やバスを有効に利用したネットワーク形成が重要なところでございます。

○渕上貞雄君 今後、特に地方都市においては鉄道やバスを有効に利用したネットワーク形成が重要なところです。そこで、公共交通機関の整備を設置して、シャトルバスなどを中心市街地を移動できるようになり、バス停の措置で駅前街地に呼び戻すためには、市街地の周りに駐車場を設置して、シャトルバスなどを中心市街地を移動できるようになります。

○政府参考人(柴田高博君) 公共交通機関の整備というものは非常に重要であるということございますが、LRTやバスレーンというのを整備をしていくというのは非常に重要でございます。これらによりまして、公共交通による中心市街地へのアクセスを促進するとともに、郊外の適切な位置に駐車場を整備し、中心市街地との間を公共交通で結ぶパーク・アンド・ライド施策、こういうものも推進していく必要がございます。

自動車のある地域から中に入れないと自動車流入抑制策ということも考えられるわけですが、我が国では現状、通過交通を適切に処理する都市内道路の整備の遅れだと、自動車利用者及び沿道関係者の合意形成などの課題もありますが、それぞれの地域がそれらの課題を克服してそういうものに取り組んでいこうという場合には、国土交通省としても積極的に支援をしてまいりたいという具合に考えております。

○渕上貞雄君 どうかひとつ、新たに、やはり新しい都市をつくるわけですから、公共交通を生かしたまちづくり、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

近年、モータリゼーションの進展により、中心市街地の空洞化と郊外での急速な開発や環境問題

など、新たな都市問題が発生をしています。このため国土交通省は、市街地のコンパクト化、コンパクトシティーに取り組んでいるようですが、コンパクトシティーの将来像はどのようなものでしようか。また、コンパクトシティーを推進するために具体的にどのような施策を実施しようとしているのか、お伺いいたします。

○政府参考人柴田高博君 コンパクトシティー、本当に暮らしやすい町というものはどう

いうものを想定しているかということをございま

すが、人口減少・超高齢化社会を迎える中で、地

域固有の文化、とか歴史、といったものも当然やつぱり生かして、そして現在、これまで整備してきた既存ストックも、そこにつくさん集積されてい

るわけでござりますので、そういうものを有効活

用しつつ、病院だとか文化施設等、様々な都市機

能の集積や町中居住の促進を図ることにより、高

齢者も含めた多くの人々にとって暮らしやすい、

歩いて暮らせるまちづくりを実現していくことが

必要と考えてございます。

その地域に行けば老若男女、いろんな方がそ

こで都市的な生活を享受されしており、非常に楽し

い一日が過ごせるというような場所が一つその

目玉として、それこそ目抜き通りじゃないんです

けれども、そこにあるということがやはり非常に

都市生活を送る我々にとって重要なことであろ

うかと考えております。

このために、今回の法改正によりまして中心市

街地の振興のための施策、あるいは都市機能が郊

外部にいたずらに拡散することのないよう、都

市計画法の改正によりまして、その制度充実を

図っていきたいという具合に考えてございます。

○渕上貞雄君 まあ人間がやることですから計画

どおりにはいかることはいいんで、将来、夢を持つてやつていきましょう。

そこで、お伺いいたしますが、今回の提出法案

は、消費者それから商店などに大きな影響を与えるものがありますが、このため、大規模商業施設関係者それから地域住民など多様な意見を聞く必要があります。法案策定の過程においてどのような意見交換が行われたのか、またどのように生じたか。そして、これらは法案の中にどのように生かされているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人柴田高博君 今回の都市計画法の改正というのは、非常にこれまでの原則を百八十度転換するという、そういった意味では大きな改

正ではないかという具合に考えておりまして、改正案の検討課題では、国土交通省におきましては、有識者の皆さんから成りますアドバイザリー

会議というものを開きまして、そこでいろんな御意見をいただいております。また、社会資本整備審議会の審議でも十分御審議をしていただいたと

おりました。また、この社会資本整備審議会の中心市街地再生小委員会の報告書の案につきましては

パブリックコメントにかけました。そうしますと、一万八千通を超える貴重な御意見が出てま

いました。パブリックコメント自体は賛否の多寡を問うものではありませんが、賛成が多いから

やるんだと、少ないからやらないというわけではございませんけれども、内容といたしましては、

大規模集客施設の立地規制を支持するというよう

な声がいろんな階層のところから多数寄せられたところをございます。

さらに、改正案の検討課題では、日本商工会議所等の経済団体や全国市長会などの地方公共団体といつた様々な関係の団体

と意見交換を行つてまいりました。なお、昨年の五月に内閣府が実施した小売店舗等に関する世論調査によれば、新たな大型店の出店規制は必要との意見が約六〇%を占めており、大型店の出店規制を支持する意見が過半を占めています。

この調査結果も出てございます。

こうした長い時間を掛けまして、こうした様々な御意見を踏まえまして、今回の都市計画法の改

正案を御提出さしていただいたものでございましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。ですが、御異議ございませんか。

○渕上貞雄君 終わります。

○委員長(羽田雄一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○渕上貞雄君 終わります。

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたしました。

また、都市の秩序ある整備を図るために、経済産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さ

う決定いたしました。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(羽田雄一郎君) 御異議ないと認め、さ

う取り計らいます。

○委員長(羽田雄一郎君) 連合審査会における政

府参考人の出席要求に関する件及び参考人の出席

要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(羽田雄一郎君) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業

等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改

正する等の法律案及び都市の秩序ある整備を図る

ための都市計画法等の一部を改正する法律案の審

平成十八年五月二十三日印刷

平成十八年五月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 国立印刷局

E